

第百六十六回国参議院法務委員会會議録第十六号

平成十九年五月三十一日(木曜日)

午前十一時一分開会

出席者は左のとおり。

委員長 山下 栄一君
理事 岡田 広君
松村 龍二君
築瀬 進君
木庭健太郎君

委員

青木 幹雄君
山東 昭子君
陣内 孝雄君
谷川 秀善君
江田 五月君
千葉 景子君
角田 義一君
前川 清成君
松岡 徹君
浜四津敏子君
仁比 聡平君
近藤 正道君

国務大臣

法務大臣 長勢 甚遠君

副大臣

法務副大臣 水野 賢一君

大臣政務官

法務大臣政務官 奥野 信亮君

事務局側

常任委員会専門員 田中 英明君

政府参考人

警察庁刑事局長 縄田 修君

法務省矯正局長 梶木 壽君

法務省保護局長 藤田 昇三君
厚生労働大臣官房審議官 荒井 和夫君
厚生労働省社会・援護局長 中村 秀一君

本日の會議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○更生保護法案(内閣提出、衆議院送付)

○参考人の出席要求に関する件

○委員長(山下栄一君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

更生保護法案の審査のため、本日の委員会に警察庁刑事局長縄田修君、法務省矯正局長梶木壽君、法務省保護局長藤田昇三君、厚生労働大臣官房審議官荒井和夫君及び厚生労働省社会・援護局長中村秀一君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山下栄一君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(山下栄一君) 更生保護法案を議題といたします。

本案の趣旨説明は既に聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○山東昭子君 国民が今一番恐れているのが治安の悪化だと思います。犯罪を減らし、世界一安全な国日本の復活を実現させるためには、犯罪者を検挙し、厳しく処罰することももちろんですけれども、もう一方で、一度罪を犯した者に二度と犯

罪を犯さないよう立ち直らせる努力をすることも大切であると考えます。

平成十七年の一般刑法犯検挙人員中の再犯者の割合は約三七％であり、近年上昇傾向にあります。すなわち、犯罪を犯す人の三分の一はリピーターであるということです。さらに、刑事施設を出所した者のうち四五％前後の者が五年以内に再び刑務所に入っているという統計も出ております。

刑務所に入った者も、刑期を終えれば社会に出てきます。そこできちんと更生し、社会に受け入れられるようになれば、結局刑務所への出入りを繰り返すことになってしまいます。実社会の中で生活を送らせながら、その改善更生を助け、犯罪を犯した人の地域社会への復帰を図っていく更生保護は、言わば刑事司法の最終局面として重要な役割を担っていると考えますし、我が国の更生保護は、かねてから保護司を始めとする民間の方々との多大な御協力に支えられながら相應の役割を果たしてきたと思います。

ただ、その一方で、大変残念なことに、刑務所から仮釈放になったばかりの人物が殺傷事件を起こすなど、保護観察中の人が事件を起こす例もな

くなりません。この点、更生保護のあり方を考える有識者会議報告書では、今日、更生保護制度は機能不全に陥りかけており、その目的を十分に果たせていないといった大変厳しい指摘がなされているところですが、まず長勢大臣に、更生保護の現状についての御認識をお伺いいたします。

○国務大臣(長勢甚遠君) 御指摘のとおり、再犯防止といえますか、こういうことが今社会の治安を考える上で国民の大きな関心となっておりま

す。その上で、更生保護制度の果たす役割は大変重要であるというふうに思っております。

制、保護司さんの御協力を得ながら相應の成果を上げてきたわけではございますが、しかし、十六年から十七年にかけて、保護観察中の者や以前保護観察を受けたことのある者による重大再犯事件が続発したことなどから、各方面から更生保護が十分機能していないのではないかという指摘を受けたところでございます。

昨年六月に取りまとめられました更生保護のあり方を考える有識者会議においても、保護観察官は対象者の生活の安定を図ることを保護観察の主要目標と考え、円滑な社会復帰を支援することを重視する一方、対象者による再犯防止をして社会を保護するという意識が不十分である、あるいは保護観察対象者の生活実態の把握が不十分である、あるいは実効性の高い積極的な処遇が不十分である、あるいは更生意欲の乏しい者への対応が不十分である、あるいは保護司等へ余りにも依存し過ぎている、国民や地域社会に十分に理解されるに至っていないなどの問題点が指摘され、今日、更生保護制度は機能不全に陥りかけており、その目的を十分に果たせていないという大変に厳しい指摘を受けたところでございます。

保護司さん、また観察官、それぞれ一生懸命やっておるわけですが、確かに現在の更生保護は近年の社会情勢や犯罪情勢の変化に十分に対応できていない、そういう意味で国民の期待にこたえていないという面があると考えております。こういうことから、この御指摘も踏まえまして、今回、更生保護制度の機能を強化し、国民の期待にこたえるものとするため、法令の整備、その運用、組織体制など、すべての面にわたって改革を行う必要があると考えており、そのために今回更生保護法案を国会に提案をさせていただいた次第でございます。

○山東昭子君 刑務所出所者の再犯率が大変高い

ということですが、このように多くの人が懲りることもなくまた犯罪に及んでしまうことにはどういった事情があるのでしょうか。人それぞれでなかなか説明が難しい部分があるとは思いますが、保護観察の実施者という立場から見ただけでも結構ですので、お話しいただけますでしょうか。

○政府参考人(藤田昇三君) 若干、経験に基づいた雑駁な答えになるかもしれませんが、保護観察をやっている者たちの感覚で申し上げますと、本人の性格とか物の考え方の問題は別といたしまして、一般的に言いますと、例えば家族あるいは家庭が不安定であるというような事情が一つ多く考えられます。それから二番目として、友人とか仲間というのが良くないという場合が考えられる。最たるものは、暴力団関係者が仲間だということであると思います。それから三番目は、仕事がちやんとしたものがなくて生活が不安定だというようなことが考えられます。それから四番目といたしまして、罪種にもよるんですけども、先ほどもちょっと申し上げました、一定の犯罪を犯す性癖がどうもあるというようなことが考えられようかと思えます。

○山東昭子君 今言われたように、どのような生活環境に置かれているかということが大変重要だと思われたいです。今言われたように、暴力団からせつかく離脱した者が、行き場がなくて再び暴力団に身を寄せてしまうというような話も聞きます。自分一人の力だけで立ち直っていくというのは容易なことではありませんが、社会の誘惑やストレスに負けずに更生の道を歩むためには、今言われたように、家族や信頼できる友人など、将来にわたって支えてくれる人の存在が必要だと思えますが、出所後の生活環境について、実務上どのような手当てがなされているんでしょうか。

○政府参考人(藤田昇三君) 出所後の生活環境の調整につきましては、今回の法案で、今までは任意的なものとしておったんですけれども、今度は

は義務的なものとするようになっております。

したがって、まずまずこれを強力にやっていますかと思っておりますけれども、現在、刑務所に入った者につきましては、出所後の生活環境の調整につきましては、具体的には、保護観察官を決めまして、また保護司さんをその対象者ごとに決めまして、被収容者が希望する帰宅予定地を直接に訪問をして、家族その他の関係者と面接をする、そして引受けの意思を確認をいたします。それから、引受人やその家庭の状況でありますとか、帰宅予定地の近隣の様子でありますとか、社会の感情あるいは被害弁償の様子、被害者の感情、収容前の生活状況や交友関係、釈放後の職業や生計の見込み等について継続的な調査を実施いたします。また、釈放後のいろいろなことについて、家族その他の関係者に助言や相談に乗ったりするということも行っております。

被収容者と面接、通信をし、あるいは刑事施設や福祉機関との協議も行いまして、社会復帰を円滑にする環境調整を漏れなく行っておりますところでございます。

○山東昭子君 この法案の趣旨説明の中で、更生保護の目的を明確化するというお話がありました。

法案の第一条では、再び犯罪をすることを防止、又はその非行をなくしという箇所と、それに続く、これらの者が善良な社会の一員として自立しという文言が新たに用いられていますが、このように表現を改めた趣旨について大臣にお尋ねします。

○国務大臣(長勢基遠君) 先生、先ほど来御指摘のような更生保護のこれからの在り方についての機能を十分に発揮するために、法律の目的そのものも正確に明確化をしたいという趣旨で今回表現を改めたわけでございます。

現在の犯罪者予防更生法第一条では、再犯の防止や善良な社会の一員として自立することを助けるといような点は明示はしてありません。しかし、改善更生とは、犯罪や非行の原因となった生

活態度等を改め、再犯のおそれや非行をなくし、実社会の健全な一員として復帰することであり、再犯や再非行に陥つてしまえば改善更生は致命的に妨げられるという関係にあります。

したがって、改善更生を助けることと再犯を防止する行為をなくすことが一体のものとして行われねばならないということは当然であります。このことは、有識者会議においても、その人が改善更生すれば再犯には至らず、逆に、その人が再犯に至つてしまえば改善更生の道は遠くなり、改善更生と再犯防止は正に不即不離の関係にあるとされ、また、刑事司法の一翼を担い、犯罪や非行を防止した人の改善更生を助け、再犯を防止し、社会を保護することを目的とする制度であることを改めて認識し、国がそのために必要な役割を果たすことを明確にすべきであるというふうに述べられているところでもあります。また、対象者の改善更生にとつては、更生保護の援助等に依存することなく、自立して健全な生活を送れるようになることが重要であり、自立を支援するということも重要であります。

今回の法案では、これらの点を踏まえまして、社会内で適切な処遇を行うことにより再犯を防止、非行をなくし、善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるという目的を明確にしたものでございます。

○山東昭子君 ところで、この法案第一条の目的規定について、再犯の防止は改善更生の結果としてもたらされるものとしてのみ求めるべきであるとして、その規定の仕方を批判する声があるそうです。

そこで、大臣にお尋ねいたしますけれども、この意見についてどのような見解をお持ちでございますでしょうか。

○国務大臣(長勢基遠君) 改善更生が遂げられればおのずと再犯が防止されることになりましたけれども、一方、改善更生を図る過程で一たび再犯に陥れば、改善更生する上での致命的な障害や後退となるといふことでありますから、社会内処遇を

実施していく過程においては、改善更生された結果としての再犯可能性の消滅を待つだけではなくて、再犯を防ぐことと改善更生を助けることが一体のものとして行われなければならないというふうに考えております。また、改善更生の過程で、ある程度の再犯に及ぶことを許容してこれを防がず、安全、安心が現に害されることを国民に受忍させながら本人の改善更生を助けることとするのは、刑事司法制度の一環として国が担う制度としては受け入れ難いものではないかというふうに考えております。

このことは、有識者会議報告におきましても、従来の保護観察官の意識について、保護観察官は、対象者による再犯を防止して社会を保護するという意識が不十分である。再犯が発生したときには、国民に重大な被害を与えることになるという意識が必ずしも十分でなく、そのために、再犯の発生を何としても防止するという強い責任感が不足し、国民の期待との間にずれを生じているという厳しい指摘がなされておるところでございます。

こういう指摘を自覚してもらわなければならないというふうに考えておるわけでございます。今回の目的規定は、正に再犯防止と改善更生を一体のものとして行うという趣旨を明確にしたものでございます。

○山東昭子君 私もそのとおりであると考えます。

国が刑事司法の一環として行う以上、処遇過程で再犯が起きないよう意識しないことは許されないでしよう。この点、再犯防止が強調され過ぎて改善更生を助けることがおろそかになるのではないかとこの声もあるようですが、これについては大臣はどのようにお考えでしょうか。

○国務大臣(長勢基遠君) 今御説明いたしましたとおり、再犯防止と改善更生は一体のものとしてともに行われなければならない。ただ、従来、先ほど御報告いたしました有識者会議の報告書にあるとおり、再犯防止の意識が不十分であつたとい

うことから目的を明確にするという改正を行うこととにしておりますが、今回の第一条というものが、再犯防止を殊更に強調して改善更生を助けることをおろそかにしているという趣旨のものでは全くございませんで、両者は一体のものとして行っているかなければならないという趣旨のものでございます。

○山東昭子君 趣旨説明の中で、この法律案は保護観察における遵守事項を整理し、充実させるものであるという御説明がありました。保護観察に付される人は、元々生活態度や性格に何らかの問題を抱えている人も多いでしょうから、こういった人々を社会内で処遇して改善更生させるといっても、実際には決して簡単なことではないと思われま。

そうした中で、保護観察の実効性を確保するためには、まずは基本的なこと、すなわち守るべき事項をきちんと定め、これを確実に守らせていくことが非常に大切であると考えます。

そこで、この遵守事項の整理充実の具体的な内容について順にお尋ねいたしますけれども、まず五十条で規定されている一般遵守事項は、現在の犯罪者予防更生法とどのように変わるようになるのでしょうか。

○副大臣(水野賢一君) 現行の法律と新しい更生保護法案で、一般遵守事項について変わる点というのは、今までなくて今度の法案で盛り込んだものといしましては、一つには保護観察官又は保護司の面接を受けること、そして保護観察官又は保護司に生活の実態を示す事実を申告し、又はこれに関する資料を提示することを守るということ、そしてさらに保護観察官又は保護司の指導監督を誠実に受けること、これが今回の法案に明記をされたということでございます。

これらは保護観察を有効に実施する上で不可欠なことであり、現行法でも言わば当然守るべき自明のことというふうには解されておったんですけども、その重要性にかんがみて、これを一層確実なものとして保護観察の実効性を高めるために

法文で明文的に規定をしたものでございます。

逆に、従来の法律、犯罪者予防更生法に書かれていたけれども今回の法案で除いたものとしては、一般遵守事項として規定されていたもので除いたものとしては、正業に従事すること及び犯罪性のある者及び素行不良の者と交際しないことというような規定については、従来の法案でも執行猶予者保護観察法においては一般遵守事項とされている以上、必ずしもすべての保護観察対象者に義務付ける必要があるものではないために、同様の事項は特別遵守事項として定められるようにして、一般遵守事項からは除いたということでございます。

○山東昭子君 特別遵守事項についてお尋ねいたします。

現行法でも個々の対象者ごとに特別遵守事項を定める仕組みになっていますけれども、この法案では現行法とどのように変わっているのでしょうか。

○副大臣(水野賢一君) 現行法の特別遵守事項に関しては、実務上専ら生活の指針や努力目標にすぎないので、違反に対する問責が困難な事項までが含まれていて性格がいまいだというような批判、また、そのことが遵守事項違反に基づく措置が消極的に流れてしまっているのではないか、そういうような指摘があったところでございます。

そこで、この新たな更生保護法案においては、特別遵守事項違反をした場合には、例えば仮釈放の取消しとか、そういうことに結び付く規範だということを変更して明確にいたしまして、そして、こういう法的性格を有することを踏まえながら、保護観察対象者の改善更生のために特に必要と認められる範囲内において具体的に定めるといふことといたして、その類型を法律に明示をいたしました。

さらに、現行法が特別遵守事項を保護観察の開始時に必ず設定し、以後変更ができないというものであったのに対して、新しい更生保護法案では、保護観察の途中でも特別遵守事項の設定、変更で

きるようにして、言わば取消しも含めて弾力的な処遇を可能にしたという点が新しい法案の特徴でございます。

○山東昭子君 特別遵守事項は本来に必要なものだけに絞らねば、違反しても仮釈放の取消しのようない措置におよそ結び付く余地がないようなものは定めさせないということですね。

それでは、実際にどのような事項なのか、具体例を挙げていただきたいと思います。

○政府参考人(藤田昇三君) 法案の五十一條二項には、一号から六号まで類型が定められております。

重立ったものの例を申し上げたいと思います。

第一号でございます。何かしてはいけないという禁止のものでございますけれども、例えば保護観察の原因になった事件が共犯事件であるというような場合でございますと、今回有罪とされた事件の共犯者と接触したり連絡を取り合ったりしないことというのが考えられます。それから、遊興を原因として金に困って窃盗等をしたというような場合であります、パチンコ、スロット、競馬、競艇又は競輪をしないことというのが考えられます。第二号の類型で、これは何かすることというものでございますけれども、例えば正当な理由なく欠席、遅刻又は早退をせず高等学校に通うことというように考えられます。三号の類型でございます。これは、例えば現在の雇用先を退職するときは、緊急の場合を除き、あらかじめ保護観察官又は保護司に申告することということが考えられます。四号はプログラムの関係でございますので、これは告示に係る性犯罪者処遇プログラムを受けることというように考えられます。五号については、〇〇保護観察所に付設された宿泊施設に宿泊して保護観察官の指導監督を受けることというように考えられます。六号、その他というものでございますけれども、例えば〇〇施設の内部の規則たる施設内の禁酒を守ることというように考えられようかと思ひます。

○山東昭子君 この法案で遵守事項が整理充実されることによって、仮釈放の取消しなどの遵守事項違反に対する措置のとり方はどのように変わっていくのでしょうか。

○副大臣(水野賢一君) 更生保護法案の下では、特別遵守事項の内容というのは、これに違反した場合にいかなる不良措置をとることが想定されるものに厳選するわけでございますので、また規範としても明確なものになることですから、保護観察の対象者にとりましては、どういう行為をした場合には不良措置をとられ得るのかが容易に予想可能になる、また、必要がなくなった特別遵守事項は取り消すことができるということでございますから、改善更生が進めば制約が緩和されるので、改善更生に向けた意欲というものが一層喚起されるというふうになると考えられます。

その上で、逆に遵守事項に違反して、社会内の処遇によっては改善更生を図ることが困難だということの場合で、本当に不良措置をとらなさいけなとられる場合には、言わば張り付けようにならんじやないかというふうに考えられます。

○山東昭子君 次に、この法律案では犯罪被害者の関与について新たな制度を導入することとしていますけれども、この制度の概要と、これを導入することにした趣旨について大臣にお尋ねいたします。

○国務大臣(長勢基遠君) 今度の法案で、仮釈放や少年院からの仮退院の審理において、被害者等から意見等を聴取する制度及び保護観察を現に受けている者に対し被害者等の心情等を伝達する制度を導入することとしております。

まず、仮釈放等審理における意見等聴取制度の趣旨についてでございますが、被害者等が仮釈放等の審理に際して意見等を述べたいと希望することとは往々にしてあるわけであります。こうした被害者等の思いにできる限り配慮する必要があると。また、被害者等は、社会の中にあつて対象者の改善更生の過程に強い関心と利害を有するも

のであります。仮釈放等審理においてこれを聴取することは有効かつ必要であります。そこで、仮釈放等審理における意見等聴取制度を導入することとしたわけでございます。

次に、保護観察対象者に対する被害者等の心情等伝達制度の趣旨についてでございますが、被害者等がその心情等を保護観察を受けている加害者に伝達してほしいと希望することは往々にしてあるわけであります。こうした被害者等の思いにできる限り配慮をする必要があります。また保護観察において、保護観察対象者の反省や悔悟の情を深めさせ、その改善更生を図るためには、被害者等の心情等をできるだけ具体的に保護観察対象者に認識させることが有用かつ必要であります。そこで今回、保護観察対象者に被害者等の心情等を伝達する制度を導入することにいたしましたわけでございます。

○山東昭子君 この制度を導入した場合、まず仮釈放の審理で被害者やその遺族が意見や心情を述べた場合にはどのような形で審理に反映されるのでしょうか。

○政府参考人(藤田昇三君) 地方更生保護委員会の仕事でございますけれども、仮釈放の関係では、仮釈放又は仮退院を許すか否かを判断をするという仕事のほかに、仮釈放などを許す場合には、必要に応じて本人に遵守させるべき特別遵守事項というものを定めます。それから、審理において把握された保護観察実施上の参考事項というものを保護観察を行う保護観察所長に伝えるということもいたします。

そういうことでございますので、被害者の方々からお聴きした意見等というものは、一つには仮釈放等を許すかどうかという判断をする場合にしんしゃくされますが、また、それが許された場合の特別遵守事項をどう決めるかということ、それから保護観察所長に対してどんな参考事項を伝達するかということを決める場合、そういうことにも反映されることとなります。

○山東昭子君 刑務所を出た後の住居の問題は、

加害者の更生にとって重要なことであると同時に、被害者にとっても関心のあることでございいます。特に、刑務所から出てきた加害者が被害者の住居から比較的近い場所に住むことになれば被害者にとっては精神的な負担が大きくなるを得ず、実際にそうしたことで転居を余儀なくされるような事案もあると聞いておりますけれども、こうした問題は何かならないでしょうか。

○政府参考人(藤田昇三君) 御指摘のとおり、被害者の方々にとりましては、自分の住居の近くに加害者が帰住してくるという大きなことは大きい負担になる場合が往々にしてあるかと思ひます。そういうような場合には、加害者の帰住先を調整する環境調整という段階におきまして被害者の方のお気持ちをよくお聴きをいたしまして、その感情が極めて厳しいという場合には他の帰住先を調整をするということで、そこに住むようにするというところもあるかと思ひます。しかし、やむを得ず被害者の方の近くに帰住させざるを得ないというような場合もあるかと思ひますけれども、そういう場合には、仮釈放の際に特別遵守事項をいたしまして被害者の身辺に近づかないことというようなことを定めて、これを遵守するような指導をするということも考えられます。

○山東昭子君 ちよつと余り明確でないようですが、けれども、できる限り配慮をする、引き続きやほり注意を払うというようなことが必要ではないかと思ひますけれども。

被害者から心情を聴くという作業はだれが行うことになるのでしょうか。保護司が被害者の対応に当たるのでしょうか。

○政府参考人(藤田昇三君) 被害者の方々から心情等をお聴きするというのは、これは保護観察官の仕事であるというふうに考えております。保護司さんにつきましてはそれを支援していただくというところで、その被害者の方々、いろいろと不安を持ち、慣れない手続でもあるということでございますので、例えば、これはどんなふうに表現したらいいのでしょうか、こんなことを言つて

もいいんでしょうかとかというようなことがありますが、そういう相談に應じる、あるいは心情等を述べる場に同席をしていただくというようなことで気持ちのなやみかしてくして心情等が述べやすくなるようにすると、そういうような役割を担つていただくというふうに考えております。

○山東昭子君 資料によりますと、平成十七年中に新たに保護観察に付された者の総数は六万二千五百六十二人であり、そのうち三万六千二百六十人が保護観察処分少年、四千八百八十六人が少年院仮退院者ということになります。保護観察対象者の六五・八％が少年ということになりますけれども、その一方で、保護観察の重要な担い手である保護司の平均年齢は六十二歳を超えており、ちよつと少年から見ると年齢が離れ過ぎていて、実効性のある保護観察というものが期待できないのではないかとということも言われております。

そこで、対象者の多くが少年であることへの対応策として、例えば保護司の中に年齢層の若い人や非行から立ち直つたような人物なども導入するということも必要なのではないかと考えますけれども、この点はいかがでございましょうか。

○政府参考人(藤田昇三君) 御指摘のとおり、本年の一月一日現在での全国の保護司さんの平均年齢は六十二・八歳ということになっております。最近、少し若返つてきてはいるところでございます。確かに、保護司さんの中には、若者の言葉がよく分からない、あるいは物の考え方について知識が乏しいという方もいらっしゃることはいさしやるわけでございます。しかし、他方におきまして、親子の関係などいろいろな問題を抱える少年に対する保護観察の実施に当たつて、保護司さんの豊富な人生経験に裏付けされた指導、助言というものが大変役に立っておりまして、年配の方も少年に対してきちんと指導をしていただいております。このようにもまた現状でございます。

しかし、今後とも多様な年代の幅広い層の方々に保護司になっていただくというようにしてまいら、現在、法務省におきましては、全国保護司連盟と一昨年から連携をして、保護司候補者内申委員会モデル地区事業というものをやつておまして、いろいろな層の方、例えば町内会の方、自治会の方、民生・児童委員、少年補導員、教育関係者等の中から委員になつていただいて、保護司の適任者、適任候補者を推薦いただくというようになことをやつておるところでございましてけれども、これを拡大したいと思ひます。

また、非行から立ち直つたような方を保護司にすることもございましてけれども、現実にもそういう方々が立派に保護司になつておられる例も承知をいたしておるところでございまして。

○山東昭子君 とにかく、やはり余りまじめ一筋とぐれた経験のあるような人物の声というものは私は必要じゃないかなという気がしております。それによつて、加害者側が本心に心情を吐露することができるといふようなことにもつながるのではないかと思ひます。

一方、我が国の更生保護は、保護司の方々はもちろんですが、更生保護女性会、BBS会、協力雇用主といった様々な民間ボランティアの方々の協力があるものと何つておりますけれども、こういった方々は具体的にはどのような活動をされているのか、お尋ねいたします。

○政府参考人(藤田昇三君) 更生保護女性会の方々でございまして、これは女性の立場から犯罪、非行のない明るい社会の実現に寄与するということを目的とするボランティア団体でございますけれども、例えば保護観察対象者等への支援活動といったしまして、更生保護施設において入所者の自立に向けた料理教室を開催する、あるいはそのこにいる人の衣類を繕つてあげるというようになことをされております。それから、社会を明るくする運動を法務省やつておりますけれども、これに参加をして街頭広報活動などをやつていただい

おります。それから、非行防止の基盤を整備するために、家庭教育とか非行防止について地域住民と考えるミニ集会というのをやっておられます。子育てについて若い母親の相談に応じるというような子育て支援活動も展開されております。

ＢＢＳ会というのは、少年の兄と姉というような身近な存在として、少年と同じ目線に立つてその自立を支援するというボランティア団体、青年のボランティア団体でございます。例えば、保護観察に付された少年の話し相手、相談相手となる、あるいは学習のサポートを行うというような活動と活動というのをやっていただいております。それから福祉施設での介護活動や公園の清掃活動というように対象少年と一緒に参加していただいたりしております。あるいは、親子で参加できるスポーツ大会とかの開催というようなことにも少年と一緒にやっていただいております。

それから、協力雇用主さんがいらつしやいます。これは、保護観察対象者であるということを知った上で雇用をしていただける事業主さんでございますけれども、対象者の心情を理解して、励ましたり指導をしたりというようなことで、単に仕事を与えるだけではなく、いろんな指導をしていただいております。

○山東昭子君 こうした官民協働の体制は、官が民に頼り過ぎることがあってはならない反面、犯罪を犯した人を社会の中で処遇して更生させ、社会に受け入れてもらうという更生保護の性質上、官と民の連携協力として必要不可欠なものであると考えます。

最後に、更生保護における民間との協働体制、連携協力について今後どのようにあるべきとお考えか、長勢大臣の御所見をお伺いし、質問を終わりたいと思います。

○国務大臣（長勢基通君） 先生御指摘のとおり、今後とも官民協働体制の下でこの更生保護行政を進めていく上で、民間からの御支援、御協力というものは必要不可欠というふうに考えております。

ます。

しかし、この協働体制、連携協力というものに民に頼り過ぎではないかという御批判もありますし、また内容がもっと改善すべき点がないかということは更に検討すべき点も多いだろうというふうに考えております。

保護司さんと保護観察官との適切な役割分担は、今回の法案でも規定を置いて配慮をする、また保護観察官が直接的に関与する割合というものが増やしていくというようなことも考えておるわけですが、同時に、今お話のありましたような更生保護女性会あるいはＢＢＳ等々の、あるいは協力雇用事業主等々の連携の在り方についても、皆さんがもっともつとやれることをやろうと思っていることもあるんじゃないかということも含めて、更に強力に進めていきたいと思っております。

○山東昭子君 是非、積極的に内容を充実させていただきたいと思っております。

ありがとうございます。

○松岡徹君 民主党の松岡徹でございます。

私は、先日、本会議で代表質疑させていただきまして、その内容に沿って御質問をさせていただきたいと思っております。今、山東先生の御質疑の中にあった部分も触れるかと思いますが、ひとつよろしくお願いを申し上げます。

私自身は、この更生保護法が新たにこれまでの犯罪者予防更生法、執行猶予者保護観察法、併せて統合するという点については極めて重要な意義があるんじゃないかというふうに思っております。代表質問の中でも私は申し上げましたが、犯罪者の犯罪を犯すその原因、背景というものが極めて大事な、この更生保護法の主要な大事な点だというふうに思うわけでありまして、そういう意味では、その辺を是非とも充実させていきたいという観点でこれから御質問させていただきたいと思っております。

その前に、先日の代表質問でも冒頭に御質問をさせていただきましたが、そのときに、要するに

冤罪とか取調べの可視化の問題であります。大臣がさきの私の質問に対して御答弁をいただきました。それで、可視化をなぜ取り組まないのか、可視化を取り組むべきだということを申し上げました。それは、冤罪事件が多発しているという現状をどう受け止めるのかということから考えますと、その原因となっているのが行き過ぎた取調べというものが大きな原因の、要因の一つになっているということは事実でありまして、そういう意味では取調べの段階の可視化というものを積極的に導入していくべきではないかと。折しも裁判員制度がもう間もなく到来をいたします。もう既に、一部では取調べの可視化の試行といえますか、そういったことにも入っております。そういう意味で私は質問をさせていただきました。

そのときに大臣は、その可視化を導入することのために原因として、被疑者に供述をためらわせる要因となる、可視化を取り入れれば、そういうふうに入りましたけれども、その点についてもう一度、その認識について改めて大臣の認識をお伺いしたいと思います。

○国務大臣（長勢基通君） 昨今、取調べの可視化についての議論、先生もでございますが、割と多いわけでございますけれども、行き過ぎた取調べがあるということからこの議論が、よく行われていくふうな気がいたします。それであれば、行き過ぎた取調べをしないようにするということが一番大事な問題だろうと思っておりますが、それがすぐ可視化に直結する議論であっていいのかどうかというところは、また別の観点からも議論してもらわなきゃいけないだろうと思っております。

そういう観点から、可視化をすればいいというものでもないという部分があることをいろいろな観点から申し上げておるわけございまして、取調べにおきましては、単に犯罪事実に関することだけでなく、事案の真相を解明するため犯行の動機や事件の背景事情、被疑者の生い立ちなど様々な事実を聞き出すことになってまいりますけれども、その中には、当然被疑者や第三者のプライバシー

にわたる事柄についてやり取りがなされることもあります。

取調べ官は、このように様々なやり取りを行う中で、被疑者から組織や共犯者その他第三者から恨みを買って、報復を受けるおそれがある事柄や、羞恥心等から他人に話すことがはばかれるような事柄についても聞き出すなど、事案の真相を聞き出す努力をしているのが実情であります。そして、このような取調べの過程で得られた供述のうち、被疑者が供述調書に記載することに同意した部分のみが供述調書に記載されて証拠化されているのであり、取調べの過程でなされたすべてのやり取りが供述調書に記載されるわけではございません。

しかし、仮にこれを録音、録画を義務付けるということになりましたと、プライバシーにわたる事項など公にできない事柄に触れること自体が困難となる上、被疑者としては、自己の発言の一言一句が記録され、将来それが再生されることによつて公になることを意識せざるを得ません。その結果、被疑者が自身や家族等が報復を受けることに対するおそれや、家族、友人等に対する羞恥心あるいは打算等から供述をためらったり、様々な計算を働かせて発言したり、あるいはそもそも供述しなくなったりするおそれがあることは明らかであるというふうに考えられます。

こういうことも含めまして、この行き過ぎた取調べをなくするということは当然のことでありまして、一方、この可視化の問題はこの行き過ぎた取調べをやめさせるという目的と同時に、犯罪がきちんと適切に解明をするという目的なればなりません。そういう意味で、刑事捜査手続の中でどういう位置付けになるかということも含めて各方面で御議論をされておるというふうに承知をいたしている次第でございます。

○松岡徹君 大臣の方も相当悩んでいるというふうにご感じたんですね。

行き過ぎた取調べ、すべてとは言いません、先ほど大臣が例を申し上げたように、うその供述を

するとか、あるいは容疑者との取調べのところで様々な、容疑者が逃げようとするような動きがあるという事案もあるかもしれません。しかし、この間の私は冤罪のところで申し上げているんですが、例えば行き過ぎた取調べというものが極めて冤罪を生む原因の一つになっているということは事実でありますね。

例えば、先日も本会議でも申し上げましたが、富山で起きた強姦未遂事件の容疑者として逮捕されて、そして二年九か月にわたって服役させられた。その後、刑期を終えて出た後に、実はその男性は無実であったと。そうしたら、なぜその男性が容疑者として立件されたのかということなんです。

そのときに、実は、その人も証言をしておりますが、何を言っても認められないと。私はやっていないと言つと、何でもそんなことを言うんだと、これからは、はいはいええしか言わないと、今後言ったことをひっくり返すことは一切しませんが、このことを署名捺印させられて、はいかうん以外に言うなというふうな取調べを受けた。その結果、その男性は、はいかうんしか言えない。その結果、彼は容疑者になって冤罪が生まれていくんです。

これは、こういった取調べは行き過ぎだと思いますが、大臣。

○国務大臣(長勢基遠君) いろんな状況があるでしょうから、真相の解明の過程でいろんなことがあるんじゃないかと。具体的にこれが行き過ぎであるかどうかというのを私が今申し上げる立場にはないような気がいたしますが、いずれにしても富山の事件は真犯人でなかったことは明らかであつて、その捜査の過程においていろいろ問題も指摘されておることでありますから、そういうことのないようにきちんとした取調べをすべきものであるというふうに思っております。

○松岡徹君 いやいや、真犯人でないということが分かったんですよ。なぜこんな真犯人でないという冤罪を生み出したのかという原因を今話して

いるんですね。

その原因の一つに、彼自身も述べていますけれども、なぜこういうふうなその自白をしたんだといえ、私はやっていないというふうな否認すれば、県警の取調べ官から、何でもそんなことを言うんだ、ばかやろうとどなられたと。翌日、当番弁護士にも否認したんですけれども、すると、取調べ官から白紙の紙を渡されて、今後、言つたことをひっくり返すことは一切いたしませんなどと書かされて、署名捺印させられたと。そして、その後は、はいかうん以外に言うなと言われたんですよ。

彼は、後で言いますけれども、周りの人たちも、非常に気の優しい人だったと。こういうふうな威圧的に言われて、狭い取調べ室の中でやらされて、そして彼は犯人にさせられていったんです。後で真犯人ではなかったと、犯人ではなかったというこの結果を生み出したのは、これは正にそういう取調べは実は行き過ぎではないのか。すなわち、白紙に、今後言つたことをひっくり返すことは一切いたしませんというふうなことを書かして、署名捺印させるということは、これは行き過ぎじゃないですか。

○国務大臣(長勢基遠君) 私どもとしては、当該事件について今先生御指摘のような状況であつたのかどうかは把握しておりませんので、具体的に申し上げることは差し控えさせていただきますが、一般論としては申し上げたいと思います。同時に、これは私の常識として申し上げます。すけれども、逮捕された被疑者の方がやってませんと最初は言うのは一般的に多いことなんじゃないかなと思いますから、そこら辺で捜査の苦勞もあるんだらうなと思います。

○松岡徹君 その一般論で別に言うつもりは毛頭ございせんが、その後、はいかうんしか言わないというところで言っているんです。

鹿児島で起きた公職選挙法、いわゆる志布志事件でもそうですね。踏み字をさせるといことが

問題になりました。あれは取調べのときですよ。ああいうやり方も行き過ぎじゃないですか。

そして、取調べ官に対して、はいかうんしか答えるなどというふうなこと、こんなことが起こつて実は無実の人たちが犯人にさせられていくという、こういうことが冤罪だと。その冤罪の原因の一つは、そういう取調べの行き過ぎた取調べがあるからではないのか。ということは今までも問題になっているからこそ、大臣も、これからの可視化の在り方については検討課題になると私は十分思いますし、積極的にそのことを取り組んでいくべきだというふうに思いますけれども、もう一度大臣、その辺を踏まえてお答えいただきたい。

○国務大臣(長勢基遠君) 行き過ぎた取調べは起きないようにつきまてであるということは、そのとおりだと思っております。また、そのことによつて罪のない方が罪に陥れるということとは当然あつてはならないことであります。

しかし、今、日本の刑事手続の中では自白が極めて重要な位置を占めておる、そして、それを可視化することによつてその役割がどうなっていくのかと。逆にそのことによつて犯罪者が発見されないというふうなことになることも、これはまた考えなきゃならないことでございまして、刑事手続全体の中で真実、犯罪を摘発するという役割と、そういう行き過ぎたことが行われないようにするということはどういうふうなバランスを取るかということは大変難しい課題だと思ひますし、今法曹三者の間で協議会も設けて御議論いただいております。

○松岡徹君 警察庁にも来ていただいておりますけれども、こういった例がたくさんありますけれども、特にこの富山のやつとか志布志事件のやつで、こういった取組によつて自白させられたと、強要されというふうなことが実際やられたということが明らかになっています。そして、この富山の方なんかは、それによつて自分のふるさとへ帰

ることすらできないという状況になっています。要らぬ犯罪者という汚名を着せられて、冤罪の下に自分のふるさとを捨てて、ひっそりと隠れるように過ごしていったという状況なんですね。この期間はその彼らにとっては取り戻すことができないんですよ。

こういった取調べによつて犯人にさせられてこういった被害を被つたときに、そういった行為をしたことが明らかに間違いであるというふうな、こんなことは二度とあつてはならないというふうに思ひませんか。

○政府参考人(堀田修君) 委員御指摘の富山の事案、あるいは志布志の事案につきましては、これは大変重く受け止めておりまして、私どももその事実関係等につきましても調査もいたしましたし、判決文等につきましても十分精査もいたしながらこれまで対応いたしております。

それぞれ、富山の事案につきましては、これは正に委員がおっしゃられたような、男性、そういう性格というところもあります。そういうことも考えながら取調べをしていくということになろうかと思ひますけれども、供述が得られたものの、御本人が話された中身につきましても客観的事実がどう付いていっているのかといひますか、そういった裏付けが十分なされないというふうなことがある。そういったことを総合して事実認定をしてしまつて大変な誤りを犯してしまつたということで、これは捜査としては極めて拙劣であつたというふうな認識をいたしております。

志布志の事案につきましても、これは委員の御指摘のとおり、長時間あるいは長期間にわたる取調べ、あるいはその取り調べられた方々に対してかなり威圧的な受け取られるような言動が多々あつたんじゃないかということで指摘されておりました、これも非常に重く受け止めております。こういった事案につきましても、私どもも、幹部の会議といひますか、管区警察局長会議あるいは刑事部長会議あるいはそれぞれの捜査担当課長会議、私もかなり時間を割いて指示をしな

また個別に各県の指導担当の管理官を呼んで、管区単位で個別に半日間じっくり教養もするというようなこともやりながら、あるいは警察大学校等での教養の仕組みも、適正捜査という項を別途新たに抜き出して時間を設けるとか、様々な努力もしながら、今後、適正な捜査、取調べにおきまして誤りのないようということ、徹底を今いたしておるところでございます。更に努力を重ねていきたい、こういうふうにも思っております。

○松岡徹君 決して正しい方法ではないというふうに思いますが、ただ、この取調べ官、どっちも、志布志も富山もそうだけれども、そういうやり方をやった取調べ官は処罰されてないんですね。処罰されてないんです。処罰せえへんかったらこんなことはやってもいいということになつてしまふんじゃないですか。対策にならないでしょう。二度と起きないという保証はないではないですか。なぜ処罰しないんですか。

○政府参考人(岡田修君) 取調べをめぐるしましては、例えば暴行とか脅迫とか刑事罰を科す事案につきましましてはこれまでも厳正に対処いたしておるところでございます。場合によっては逮捕する、あるいは検察庁に書類を送致するというところで、刑事処分等も受けているケースもございます。今回の事案につきましましては、何とか事実を解明しようといいますが、真相解明のためにということ、捜査官として努力をしている過程でかなり、若干行き過ぎがあったということで私どもは理解をいたしております。

富山県、先ほどもちよつと御指摘がありました踏み字の事案につきましましては、これは大変調べられた方々に対して精神的な苦痛を与えたということで、これにつきましては国家賠償でも原告の主張が認められたということで、そういう状況もございまして、私どもとしては、いかがなものかというところで、これにつきましては減給処分をいたしたところでございます。

富山あるいは志布志の事案につきましましては、富山事案につきましては、当時の警察署長、主任官

等、捜査に閣下した者につきまして、警察本部長の方から厳重に注意をいたしたところでございまして。志布志事案につきましましては、当時の警察本部長につきまして、警察庁長官から文書による厳重注意処分をいたしました。さらに、当時の捜査主任官あるいは警察本部から応援に行つておった捜査指揮に当たった者につきましても本部長から厳重注意をいたしたところでございます。

○松岡徹君 その違法な行き過ぎた取調べによつて、片や被害者の方はその人生を大きな傷付けられてるんですよ。片一方は注意だけで済む。私たちが言っているのは、こういうことを二度と起こさないようにどうするかということ、言っているんですよ。厳重な処罰をするということは内部の規律にもつながってくるわけでしょう。そして、そういうことが起きないようなシステムとして可視化というものを導入するべきだというふうに思っているんですよ。

富山なんかは、先日、彼の無実を証明するための再審という手続がもう今取られています。そのときに検察官の方が、新聞に載つておつたんですけど、来られて、富山地検、検察から無実を証明するための調書を取ると説明を受けて、検察官は県警の捜査員や富山地検の支部の副検事の実名を挙げて、男性に、こういったことの取調べをしたこの取調べ官も含め、恨むか恨まないかというふうに質問した。男性は無実の強姦事件で取調べを受けた際の威圧的な態度を思い出した。そのときに、彼は一人で、検察官とか複数の人が来て恨むか恨まないかと聞かれた。その昔のうその自分を強要されたことを思い出して、恨みませんというふうには彼は答えたんです。そうすると、検察官は、その言葉を盛り込んだ調書を朗読して、男性にその調書に署名捺印をさせた。余計なことですよ、これ。

これ、自分たちの責任逃れのために彼に言わしているというふうには映らないんですよ。こんなことは普通やるんですか。大臣、どう思います。

○国務大臣(長勢基遠君) 個別の事件のことです。ありますので、ちよつと私はお答えは差し控えさせていただきます。

○松岡徹君 個別やなしに、こういうことが実際に検察官でやられたということですよ。こんなことはあるんですか。こんなことはあると思います。

○国務大臣(長勢基遠君) ちよつと私は、あつたかなかつたかも含めて分かりませんので、それから、そういうことは、個別の問題についてはお答えは差し控えさせていただきます。

○松岡徹君 この問題であまり時間を取るわけにいきませんので、是非ともそういう機会がやりたいと思いますが、要するに、こういう態度が、こういう対応が結局威圧的に行き過ぎて、その人の証言とか発言を誘導するということがつながらていると思うんですよ。こんなことは二度とあつてはならないというふうに思います。

私は、一方で、先日、フリーピンで起きた保険金殺人の事件で、検察の側が、そのときの取調べのDVDが証拠採用されて、それが映されたというふうになつていきます。すなわち、取調べのDVD、映像と音声です。それがフリーピンで起きた保険金殺人の事件にかかわつて証拠採用されたということなんです。すなわち取調べの可視化、そのことは、明らかにどちらに対しても、そのときに言っているんですよ。警察庁のある幹部は、検察官による取調べの録画の証拠採用が定着すれば、警察の取調べが適切だったとの証明にもつなると言っています。これは逆も言えるということですよ、これ。すなわち、公正に公平にやられるべきだ。こういうこと、実例としてあるんですから、今後の取調べの可視化についてはこれ拒否できないといいますが、断るあるいは否定する理由はないんじゃないですか。

改めて、可視化に向けての大臣の決意といえますか。考え、お聞かせ願いたいと思います。これについての見解も含めて。

○国務大臣(長勢基遠君) この可視化について、

検察当局においては、被告人の自白の任意性を迅速かつ効果的に立証するのに実施する必要があると認められる事件について、取調べの機能を損なわない範囲内で取調べの録音、録画を試行しておるといふものと承知をしております。

しかし、全体としての可視化という話になりましたら、先ほど来御答弁申し上げていることを含めて、さらに法曹三者の中で、刑事手続全体の中で御検討されておられますし、我々としても、各国の状況等、いろんな観点からの検討を内部的にも進めておりますので、今後、更に検討してまいりたいと思います。

○松岡徹君 この辺でこの件については終わりたいと思いますが、こういう社会の情勢といふことが時代の変化、そして何かがそれに対応する大事なシステムかということを考えれば、私は完全可視化というものは避けて通れない重要な課題だと思っております。大臣がそういう消極的な態度ではなくて、むしろ積極的に検討をする、あるいは導入に向けた取組をしていきたいというふうな態度をこれからは是非とも発揮していただきたいということを要望して、次に移りたいというふうに思っております。

いよいよ本題でございますが、先ほどもありました提案理由のところがあります。改めて提案理由の内容についてお聞かせいただきたいというふうに思っております。

有識者会議からの提言を受けてまして、大臣のその受け止め方があります。先ほどの山東先生の質疑の中にもありました。そこで、改めて提案理由の中にある、近時、社会及び犯罪の情勢が変化の中で、更生保護はその目的を十分に果たせていないとの指摘があると、そういった指摘を受けて、大臣はさきの衆議院の委員会でも、様々なところで答えております。

そこで、犯罪情勢の変化といふのはどういふふうにとらえられているのか、そしてその更生保護の、保護といふのはその目的を十分に果たせていないというふうにも答えております。その点

についてどういふうな認識か、改めてお聞かせいただきたい。

○国務大臣(長勢基遠君) この保護観察中の方々の再犯事件、特に重大再犯事件が起きたということがこれはもういろんな議論の契機になっておるわけですが、先ほど山東先生からも御指摘がありましたように、更生保護中の者が再犯を犯すということが非常に高い率で起きておつて、そのことに對して国民の皆さんが大変不安を感じておられる。その原因として、有識者會議に指摘されておるような、先ほども御説明いたしたけれども、保護観察官は、この対象者の円滑な社会復帰を支援することを重視する一方、再犯を防止して社会を保護するという意識が不十分であること、あるいは更生意欲の乏しい者への対応が不十分であること、あるいは実効性の高い積極的な処遇が不十分であることなどの問題点が指摘されており、こういうことから機能不全に陥つておるといふ厳しい指摘がされておると。これらの指摘はそれなりに当然考慮すべき事項であるといふふうに思つております。

○松岡徹君 ちよつと分かりにくいんですが、犯罪情勢が変化しているといふふうにあります。先ほど大臣も、国民世論の意識というものを受け止めてはならない。すなわち、この犯罪情勢の変化といふのをどういふふうに大臣はとらえられておりますか。

○国務大臣(長勢基遠君) 昨今、少年犯罪が大変世間の話題を呼んでおりますし、それが凶悪重大化しておる、また非常に低年齢の方々にも起きておる、さらに今、犯罪に対する社会的な対応といひますか仕組み、社会的な対応がますます希薄化しておりますので、治安に対する国民の不安は非常に高まっております。そういう中で、再犯という問題が、再犯事件も頻発しておりますので、そういうことに対する国民の不安も高まっておりますといふふうに思つております。

○松岡徹君 犯罪の全体の総数としては別に急増しているわけではないと思うんですね。横ばいとい

う状況だと思つてですね。

国民世論の感情、犯罪情勢の変化といったときに、私はどう見るかというのには、やっぱり、例えば以前あったあの青森で起きた保護観察中の者が犯した犯罪、それと安城市で起きた仮釈放で幼児を殺したあの事件、非常にセンセーショナルなショッキングな事件で、社会に与える影響といひますか、非常にショッキングな事件でありました。

少年犯罪もそうであります。少年の犯罪の凶悪化というのが本当に増えているのかどうかということをお考えますと、私は特にメディアの働きというのが大きいと思つてですね。犯罪件数そのものはそんなに増えていない、むしろ横ばい減少傾向、まあ上下はあるかもしれませんが、そんなに増えていない。そういう意味では、そういうショッキングな、衝撃を与えるような重大な事件がいち早くメディアですつと報道されていくということとは、国民にとっては無防備にその現象のみを受け止めてしまひます。そういう意味では、いたずらに不安をおおつてしまふという側面もあるんではないかといふふうに考えるんですね。

だから、犯罪情勢の変化というものをとらえるときに、私は決してそのことはいいとは思ひませんが、そういう特別なことといひますか、そういういた世間にショッキングな事件となつたそのことだけを力点を置いたようなやり方は、やっぱりちよつと、これはいたずらに世論の不安をおおる結果につながっていくんではないかといふふうに思つてですね。だから、冷静に見るべきである。

大臣は、以前からも申し上げております、更生保護というのは刑事司法の一環としてあるものだと。そういう意味では、施設内処遇と社会内処遇というこの関係という立場でしっかりと受け止めてはならないといふふうに思つてですね。そういうふうには是非とも受け止めていただきたいと思ひますので、そういう意味で、これまでの更生

保護制度は機能を十分果たせてこなかった、果たせていなかったんではないかという批判、あるいはそういうふうにも感じる、受け止める、だから今回、整備しようという趣旨は私も分かりますが、どこがこれまでの更生保護制度の機能が十分果たせてこなかったのか、こなかったのか、どこに原因がある、何が原因かといふふうに思われますか。

○国務大臣(長勢基遠君) 有識者會議でも指摘されておりますが、一つは、更生保護に当たる観察官の方々の意識の問題もあらうかと思ひます。また、保護司さんに頼り過ぎておるといふ体制の不十分さといふこともあったかと思ひます。そういう意味では、その組織、内容、法制、いろいろな面で見直す点がありますし、また保護司さんの方も観察中の方々に十分な指導が取れるような法制的あるいは体制的な状況にあったかといふこと、反省すべき点がたくさんあるんではないかと思つております。

○松岡徹君 そういうところも一面あると私は思ひます。

しかし、それだけではないと思つてですね。例えば、先ほど言った重大な、世間にショッキングをもたらしうな事件を犯した仮釈放者、保護観察対象者は、そういう観察官とか、そういうものの体制の弱さ、だから起きたんではないか。それ以外に、その人を、仮釈放決定を下した側ですね、すなわち施設内処遇のありようにも問題があったんではないかといふふうに思ひますけれども、いかがですか。

○国務大臣(長勢基遠君) 御趣旨は、仮釈放を決定した側にも責任があるのではないかと御趣旨でございます。

当然、仮釈放は適切な手続の下に地方委員会で判断をしておるわけですが、当然いろんな釈放後の状況、在り方も踏まえて、そういうこととの状況も踏まえて適正に判断をしなきゃならぬといふことになっておるわけでございます。反省すべき点があったかと言われればあったケース

もあったのかもしれませんが。ちよつとあつたとは言ひかねますけれども、当然適切にやつていくように更に努力をしなきゃならないと思ひます。

○松岡徹君 素直な答弁ありがとうございます。是非、やっぱり完璧はないんで、いろいろあると思ひますから、その辺は踏まえて今後の在り方について生かしていくというのが大臣の姿勢だつたと思ひます。

それで、私は、先ほども言つたように、こういった重大事件だけを殊事例として挙げて、今回の更生保護のありようといふものは、再犯防止といふことだけに力点を置くといふのはいかがなものかと。更生保護の目的は、犯罪を犯した者が自立更生し改善更生していくことが、もつて再犯防止につながっていく。すなわち、大臣が答弁でいただきました、一体のものとして受け止めていくべきだといふふうに答えられました。

それで、この法案の第一条の目的のところ、以前の法律と違ふのは、この法律は、犯罪を犯した者及び非行のある少年に對し、社会内において適切な処遇を行うことにより、再び犯罪をすることを防ぎ、又はその非行をなくし、それらの者が善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助ける。すなわち改善更生、この更生保護法の目的は、再犯防止といふものが極めて重きに置かれていようが気がいたしまして質問させていだきました。すると大臣は、そうではない、それは一体のものとして受け止めるべきだといふふうにおつしやうございました。

先ほどの山東委員とのやり取りの中でもそのとおりだと思つておりますが、改めて、この目的規定の解釈運用について、更に改善更生の認識、重要性といふものが認識されなければならぬといふふうに思ひますけれども、改めて大臣の御答弁をお伺ひしたいと思います。

○国務大臣(長勢基遠君) 先ほども御答弁申し上げたとおりでございます。再犯防止と改善更生といふのは一体的なものとして行わなければなら

ないものだと考えております。そして、いったん再犯になれば改善更生はもう実現不能になってしまふということの意識を持ってこれをやっていかなければならぬということでございますから、改善更生が大事なことであり、これは当然のことです。

○松岡徹君 ありがとうございます。

やはり、改善更生にどういうふうにしていくのか、犯罪を犯した者がなぜ犯したのかということを考えれば、先ほどの答弁もありましたけれども、すなわち後の遵守事項の問題にもかかわってきますが、生活の改善といえますか生活のありようというものが一つの原因にもなっているとか、様々背景があります。だからこそ、そういった健全な生活態度を送らしていくことを支援する、援助していくということが大事なことで思うんです。それは、その犯罪を犯した者を、二度と再犯を起こさないような改善更生につなげていくことになり、そういう意味では改善更生の手だてという、重要性というのはそういうところにあるんだと思います。

大臣は、今年夏に大阪で世界陸上というのをやるのを御存じですか。世界のアスリートたちが大阪に集まってくるわけですね。当然、アスリートは記録、そういったものを競い合うわけですね。高さや速さというものを競い合います。記録を競い合います。しかし、その記録ばかりに目をとられていては駄目なんです。私は、記録という、犯罪防止ということだけに力点を置くのではなくて、むしろその記録を生むアスリートの能力をどういうふうにも高める環境をつくっていくかというものが大事だと、これが私は改善更生の特に大事な点だということに思っております。結果として記録、すなわち再犯防止というものが達成されていくというふうに思っていますので、この更生保護の目的はそういう理念で是非とも進めていただきますようにお願いを申し上げます。

そこで、国の責務についてありますが、いろ

いろありますが、この法案の、私は、先ほど言いましたように、環境づくりといえますかね、すなわち更生保護のありよう、自立へ向けた、改善更生へ向けた取組であります。法案の五十八条の補導援助というのがございます。あるいは四章八十二条の収容中の者に対する生活態度の調整、これは極めて大事な視点だということに思っています。しかし、犯罪者予防更生法の三十六条のところではこういったことが極めて同じように強調をされています。

それで、自立した生活を営むことができるよう、その自立の、自助の責任を踏まえて援助していくということが大事になってきます。そして、社会復帰を円滑にするために必要な釈放後の住居とか就業先、その他いろいろなのが調整が必要だと。すなわち、これは大事な点ですが。

そこで、これまで、国が行うべき責務の範疇に、なると思うんですが、私も申し上げたように、再犯防止あるいは自立、改善更生していく道は住居と特に就労なんです。就労を達成した者はやはり再犯率が極めて低い。こういう時代ですから、是非とも就労対策であります。

そこで、昨年、総合的就労支援事業が厚労省と一緒に取り組まれました。その辺の実績等について、どんなことをやってどういう実績を上げてきたのか、ちょっとお知らせしたいと思っております。

○政府参考人(藤田昇三君) 具体的な総合的就労支援事業の内容でございますけれども、就労支援対象者を試行的に雇用した事業主に対する試行雇用奨励金の支給、それから対象者に対する事業所での職場体験講習、それから就労セミナー、事業所見学の開催、それから就職するときに身元保証人がいない者に対する身元保証を行うことというようなことが内容でございます。

試行雇用制度の関係でございますけれども、これは厚労省の予算の関係ですが、八十七人分、三か月四万円という計算で千四百四十万円の予算が付けられております。それから、職場体験講習の関係、これも厚労省の予算でございますけれども、

も、八百八十八万円の予算がありまして、三百七十人に対するものでございます。それから、セミナーの関係、これも厚労省の予算でございますけれども、三百八十九万九千円の予算が付けられております。それから、身元保証制度、これは法務省の予算になります。これは合計で三千四百七十六万円です。これは途中から関係のNPOができたものです。これは身元保証制度の関係では、今千七百三十八と申しましたけれども、約一千人余の実績というようになっております。

いづれにしても、こうした就労対策というものが功を奏しているというふうに私も考えております。

平成十八年じゅうに保護観察を終了した者が四万七千六百四十人でありまして、その中に占める無職者の割合でございますけれども、九千六百十三人というふうになっておりますが、これは前年に比しまして九百九十九人、約九%の減ということになっておりまして、相応の成果が上がっておりますように考えております。

○政府参考人(荒井和夫君) 先生御指摘のように、再犯防止などのためには就業意欲のある方々に対してしっかりと就労機会を提供することが重要だと考えてございます。今法務省の方からもお話がございましたように、平成十八年度から総合的な就労支援対策を開始いたしまして、厚生労働省と法務省で連携した対応をしております。

具体的には、ハローワークそれから刑務所、少年院、更生保護機関などが連携しまして、この間で就労支援チームをつくらせて働き掛けを行う。また、安定所においては、ハローワークにおいて、担当者制によつてきめ細かく職業紹介、相談をいたしてございます。また、職場経験のなかなか少ない方々に対しては、職場体験講習を事業主の協力をいただいで行ったり、すぐに常用就職に結び付かない方々のためには、トライアル雇用を三か月ほどやっていただいで、それから常用就職に結び付けるなどの取組を行ってございます。そ

ういうことの結果、着実に実績を上げてございます。

平成十八年度の就職状況、これは安定所、ハローワークでの取扱いを見えますと、新規求職申込者が二千二百六十八名でございますが、そのうち七百三十人を就職に結び付けてございます。また、この事業、始まった当初はなかなかチームが動かなかつたんですけれども、徐々に円滑に動いておりまして、月を重ねるごとに実績を上げてくるという状況になってございます。

○松岡徹君 また一遍、細かな資料を是非ともいただきたいと思うんですが、今言ったトライアル雇用制度というのは一か月以上の試行運転なんですか。要するに、試験的に雇用ということでしょうか。その実績が七百三十人が就労に達成できたということですか。

要するに、まあもうよろしいです、細かな数字はもういいですが、いづれにしても、この就労支援にかかわる総合的就労支援事業というのは、厚労省と法務省が連携をして去年から始まったんですね、大臣ね。去年から始まった。やはり就労対策というのは、こういう改善更生にとっては極めて大事な課題でありますから、今言っただけでもハローワーク、公共職業安定所を始めとして、関係部局との連携というものは極めて大事になってくると思うんですが、これは昨年で終わりはないですね。今後どういうふうにしていくのか、大臣、お考えお聞かせください。

○政府参考人(藤田昇三君) 現在、御指摘の、ただいま申し上げましたような総合的就労支援事業を鋭意行っておりまして、今後、厚労省との連携を一層緊密化いたしまして、事業の一層の推進に努めてまいりたいと考えております。

近年、高齢者など職に就くことができない刑務所出所者等も増加いたしておりますので、その関係でも、厚労省あるいは福祉機関との連携によりまして、必要な支援が受けられるようにいたしたいというふうに思っております。

また、協力雇用主さんのことを先ほど申し上げたのでございますけれども、こういう方の拡大と、それから現実に雇用される人の数、これも増やしてまいりたいと思います。

関係の省庁との連携を強化したいと思ひます。

○松岡徹君 この法案の中で新たに突っ込んだ地方公共団体の協力の関与というのがございますね、大臣ね。これまでの犯罪者予防更生法にはなかった項目なんです。要するに、ここで新たに書き加えられたということは、地方公共団体による協力とか関与を期待しているのかについて、ちょっとお聞かせ願えますか。

○政府参考人(藤田昇三君) 地方公共団体との関係というのは、更生保護にとりまして非常に重要なものでございます。それで、現在でもいろいろな支援、協力をいただいております。でも、先ほど申しました高齢者を福祉につなぐ、具体的には生活保護を受けられるようにしていただくというようなことでございますけれども、あるいはアルコールの中毒の人を病院に行かせるとか、あるいは精神的に問題がある方についてもそういう支援をいただくというように、あるいは犯罪予防活動の関係でも民間のいろいろな団体に対する支援を、現在もいただいておりますけれども、今後ますます強化してまいりたい、そういう観点から地方公共団体との連携というものを緊密にしたいという趣旨でございます。

○松岡徹君 私も非常に大事な点だと思っておりますので、それについては期待を申し上げたいというふうに思っています。

そこで、もう一つ、保護司の皆さんとの連携であります。

今回の有識者会議のところでも指摘がありますように、民間に多分に頼っているところがある。その中で大きいのは保護司さんですが、保護司さんの現状を見ますと、極めて高齢化しておりますし、その負担が強いというふうに思っています。

ます。

そこで、この保護司さんの今の平均年齢が六十二歳ちょっとだと思っております。定数も、約五万二千人に対して四万八千人台というふうに、定数も割れています。だんだん保護司になろうというような人たちが減ってきているのではないかと、ううんに思っています。こういった現状、保護司さんの今の現状ですね。これから重要な役割を担っていただくというふうになると思うんですが、この保護司さんの現状について、どのようにしようと考えておられるのか、お聞かせ願えますか。

○国務大臣(長勢基遠君) 保護司さんには本当に重要な役割を担っていただいております。一方で、年齢が下回るというふうなこともありますし、また高齢化もしております。かつ、その補充もなかなかうまくいっていない、いくことが非常に困難になりつつあるということも事実でございます。私どもとしては、何とか保護司さんに適任者になつてもらえるような体制を取っていきたく思っております。やはりこういうのは、保護司さんといえども一人で活動されているわけではなくて、その地域社会の中でいろいろな協力を得ながら活動されているということになります。しかし、地域社会が非常にいろいろなことから希薄化をしておることもあって、非常にまたその役割を果たすことも非常に難しくなる、そのことも影響しておるんだらうなというふうに思っております。

そういうこともありますので、これまで退任をされた場合には後の人を紹介してもらうという形でやってきたんですけれども、そういうことだけではなくて、一昨年から、法務省と保護司連盟が連携をして保護司候補者内申委員会モデル地区事業というものをやってまいりました。これは、例えば町内会、自治会関係者、民生・児童委員、少年補導員、教育関係者等々、地域事情に詳しい方々に委員になっていただき、適任者を内申委員会に推薦していただくということで、広く保護司

候補者を確保していこうという試みでございます。平成十七年六月から十八年十一月までの一年六か月間で、全国の六十八保護司会をモデル地区として設置したところ、それ以前と比較をして保護司の委嘱者が百十八人増加という成果もありましたので、こういう試みも含めて保護司の適任者の確保に全力を挙げていきたいと思っております。

○松岡徹君 それで、次に地方更生保護委員のあり方についてお聞かせいただきたいと思ひますけれども、有識者会議の提言で、要するに、地方更生保護委員の構成で、仮釈放審理が内輪で行われている。あるいは、公正性、的確性、透明性を高める必要がある。そのために、委員に民間出身者を登用すべきだというふうな提言があります。

大臣は、昨年、四人の民間登用を強調されておられますけれども、それだけではなくて、要するに幅といいますかね、積極的に、より積極的にしなくてはならないし、すなわち専門性という観点もありそうです。

そういうことから考えますと、例えば刑事施設視察委員会というのがございますね。あの委員の構成は、むしろ積極的に、例えば法律、弁護士の日弁連とか、あるいは医師会の方からそういう専門家の推薦を受けて委員にすることができ、あるいは積極的にそういう委員に就任していただいているということがあります。

こういったことも事例としてありますので、この地方更生保護委員会の委員の任命に当たってはそういう人事をしていくことが大事だと思いますけれども、大臣、考え方を聞かせたいです。

○国務大臣(長勢基遠君) 地方更生保護委員会委員に更生保護官出身者以外のいわゆる民間の方々を登用するということは報告書にあるとおりでありまして、我々としても努力していきたいと思っております。

しかし、現実にはなかなか難しく、この委員

会の仕事は仮釈放等の審理を適切に行うというのが責務になるわけですが、おっしゃるような専門的な知識、経験も必要であります。同時に、受刑者等々との面接等々、非常に時間的な拘束も多いわけがございます。そういうことから、なかなか適任者が得られないというのが御理解いただかなきゃならないけれども、御指摘のとおり、この民間からの登用ということに私としても積極的に努めてまいりたいと思っております。

○松岡徹君 ちょっと歯切れが悪いんですけども、具体的にはつきりとこの全体の数からすれば何人ぐらいを民間から登用すべきだというふうな目標を挙げなかつたら、この構成、今の現在のこの更生保護委員会、地方更生保護委員会の委員の構成は大体同じ所管から来た人たちなんです。要するに、同じジャンルというかと、同じところになりますので、やっぱりしつかりと目標値を挙げるべきだと思ひますけれども、どうですか。

○国務大臣(長勢基遠君) おっしゃることはよく理解はできますけれども、この委員については、今申しましたように、非常に専任的にこの仕事をしなきゃならない職務である、また、専門的な知識、経験が必要な部分であるということもあって、目標を立てたから、それは目標を立てて実現するということや、方々でうまくいかないと非常に難しいということは御理解いただきたと思うんです。できる限りこの適任者を得るよう全力を挙げていきたいとは思ひますが、目標を立てて進めるというやり方は必ずしもなじまないんじゃないかなというふうに思っております。

○松岡徹君 目標を立てて取り組むというのはなじまないというのは、その考え方がなじまないと思うんですけどね。やっぱり計画的にやっていくか、あかんと思うんで、非常に答えにくいという、今の段階で答えにくいという意味は分かりました。しかし、こちら側が提案している積極的な意味も理解をしていただきたというふうに思っています。

【委員長退席、理事松村龍二君着席】

それで、次、仮釈放審理の点について幾つか御質問をしたいと思います。まず最初に、この更生保護法のところで若干ちよつとお聞かせ願いたいんですが。

法案の三十四条のところに、仮釈放審理に行くときに、仮釈放及び仮釈放の申出というのがあります。三十四条の刑事施設の長又は少年院の長は、懲役又は禁錮の刑の執行のため収容している者について、前条の期間が経過し、かつ、法務省令で定める基準に該当すると認めるときは、地方委員会に対し、仮釈放を許すべき旨の申出をしなければならぬとされている、申出なんですね。ところが、犯罪者予防更生法の二十九条、仮釈放の審理の開始のところで同じくありましたけれども、それぞれの長から仮釈放、仮出場又は仮退院の申請があった場合にとりふうになつてくる。要するに、この申請というふうになつていた犯罪者予防更生法の申請の部分が、今回、申出というふうになつてくるんですね。これはどういふふうに理解したらよろしいですか。

○政府参考人(藤田昇三君) 御指摘のように、犯罪者予防更生法におきましては、刑事施設の長が地方更生保護委員会に仮釈放の申請をする、委員会の方はこれを不相当であれば棄却するというふうな決定をするというふうになつております。地方更生委員会、こういう規定から見ますと、単にその申請のときのみを判断しているんじゃないかというふうにも見えるところがございます。しかしながら、本来、仮釈放等を許すという処分、これは地方更生保護委員会の責任において主体的にやらなきゃいけないものであるというふうに思っています。現行法でも職権でやれるということもあるんですが、やはり、職権でやれるということが正に主体的にやるということを示しておるわけでございますので、そういうことから考えまして、この更生保護施設の長からの申請、求めというふうなものは、これは審理を開始するきっかけを与えるものとして位置付けるのが適当である。

〔理事松村龍二君退席、委員長着席〕

この趣旨が明確になるようにするために、今回は申出というふうに変更して、申請といたしますと、棄却というふうな決定をして、何かこう相手が主体でこちらがどうかというふうなことになるというふうに、今後は棄却ということとは異なるということになるかと思ひます。

○松岡徹君 申出と申請で違うというのは、ちよつと今のところよく分らないんですが、三十四条にあるように、その一定の期間を経過して、仮釈放対象者として適任ではないかというふうなことをそれぞれの長が申請するんですね。この申請するときに、それぞれの長が恣意的に、あるいは処罰的に使うという弊害がこれまでなかったのかどうかというふうな気がするんですね。すなわち、施設の長の権限というんですか、要するに、申請上げるか上げないかは施設の腹一つだと、そういうふうな施設長の恣意的な運用といひますかね、というものがなかったか、あつたのか、こういう危険もあるんです。今そのことはどうなのかということ、今申し上げるつもりはあります。

そういうことから考えると、今回申出になつたというのとはどういふことなのかと。そういう弊害をなくすという意味もあるのかどうかという意味でちよつと理解できるのかどうかなんですが、いかがですか。

○政府参考人(藤田昇三君) 今御指摘のような弊害があるかどうかにつきましては、私どもとしては承知しておりますけれども、ただ、今回のように申請を申出に変えるという改正をもちまして、地方更生保護委員会の審理というものが一層主体的になつて緻密になつていくということは間違ひないと思ひますので、抽象的に申し上げますれば、御指摘のようなマイナスのような問題というのはますます起こりにくくなるというふうに思ひます。

○松岡徹君 こつちの懸念事項を細かくは言うつもりは今回はありませんが、いづれにしても、先ほどから大臣が答弁しているように、この更生保護法、改善更生という課題、あるいは仮釈放という制度というものは刑事司法の一環としてあるものでありますから、そういうことからすると、一定の期間が経過したもの、そして法務省令で決めた基準に合致しているものは当然その対象者としてもあり得るんですね。

その対象者として当然審理されるべきものが施設の長の腹一つで恣意的に審理されないとかがあつてはならないと思ひます。そういう意味で、そういう弊害をやつぱりなくしていくべきだと、あるとすればなくすべきだと。今、保護局長はそんなことは把握していないといひますけれども、把握していないだけで、そういうことが以前からも懸念されてきたということは聞いています。

そういう意味では、今そのことをどうのこうの言うことではありません。新たに今回の法律が冒頭の趣旨のように作られるわけですから、そういう弊害はなくなっていくことは当たり前前だと思ひますけれども、大臣、いかがですか。

○国務大臣(長勢基遠君) 申請であれ申出であれ、刑事施設の長が今おっしゃるような内容にわたるようなことがあつてはならないということは当然のことでございます。

今回、先生からはそういうことがあつて変えるのかという御指摘であれば、そういうことのためにこの改正をしているわけではございませんで、申請を申出に変えたのは、先ほど局長から御答弁申し上げたとおりでございます。これによつて施設の長の権限が変わるとか、弱くなるとか強くなるかというのではないというふうに御理解いただきたいと思います。

○松岡徹君 それで、仮釈放の基準なんですが、今までも有識者会議の中でもありますが、要するに仮釈放の基準は非常に分かりにくいというのが

あります。それで、仮釈放の基準というものをどういふふうにかえておられるのか、改めてお聞きしたいと思ひますが、刑法二十八条にあるところの改換の状というのがありますね。これは何をもつて改換したというふうに判断をしているわけですか。

○政府参考人(藤田昇三君) 刑法二十八条は、改換の状があるときは仮に釈放することができるといふ規定でございます。それ以上の規定はございませんので、これをいかに運用するかということになるわけでございますけれども。

法務省令でございますが、仮釈放、仮出場及び仮退院並びに保護観察等に関する規則の三十二条によりますと、仮釈放は、次に掲げる事由を総合的に判断して、保護観察に付することが本人の改善更生のために相当であると認められるときに許すものと書いてあります。一号が悔悟の情が認められること、二号が更生の意欲が認められること、三号が再犯のおそれがないと認められること、四号が社会の感情が仮釈放を是認すると認められること、このように規定をいたしておりますので、具体的な事例がこの四つの指標に照らして総合的に判断をして改換の状があるかと、認められるかということとを判断しておるというのが実情でございます。

○松岡徹君 局長、そんなの私聞いてるんじゃないですよ。刑法二十八条の、だからそうでしょう。この法案で言っている三十三條、刑事施設の長又は少年院の長は、懲役又は禁錮の刑の執行のために収容している者について、刑法第二十八條又は少年法第五十八條第一項に規定する期間が経過したとき、この二十八條というものはその改換の状というのがあるわけでしょう。その改換の状といふのは、何をもつて判断しているんですかといひます。

○政府参考人(藤田昇三君) これは、地方更生保護委員会がいろいろ調査をいたしまして、その調査に基づいて審理をするということと判断をするわけでございます。その調査としてはどんなこと

を調査するかということでございますけれども、これはまず刑事施設の長からいろいろな資料が参ります。受刑中の行状であるとか、そういうことがいろいろな資料が参りますし、それから、保護観察官に事前の調べを、下準備をさせます。そこで、環境調整の結果でございますとか、その後のいろいろな家族関係、仕事の関係、そういうふうなことを調査したその調査結果も参考にいたします。それから、委員そのものが調査を、本人と面接をして調査をいたしますその結果等を基に判断をいたしております。

○松岡徹君 今おっしゃったように、改換の状況は一体何を根拠に判断をしているのかと聞いたときに、要するに保護観察官がその環境を調査したり、更生保護委員の皆さんが面接したりと。保護観察官の方が環境を調査するいうたつて、要するに刑事施設に収容されているんですよ。その中で何を調査して、それが改換の状況に当てはまるというのはいくら分らないんです。それと、地方更生保護委員会の皆さんも面接したつて、その面接の、たかだか何回か数回面接したつてでその人が改換をしているというふうに分かるのかというのを聞いています。

結局、これ極めて保護観察官なり委員の主観的な判断に頼ってしまうことになるんです。主観的な判断に頼るその保護観察官や更生保護委員というのは、しっかりとした知識と良識と、そういうものを見抜く力を持っているんだからその人に任すんだと、これはますます分かりにくいんです。だから、その辺を聞いています。

だから、今回もそうですが、有識者会議の中でも指摘されているように、何が基準になっているのかというのが、仮釈放基準が非常にあいまいだと。これは、先ほど保護局長が言いましたように、法務省令、例えば刑法二十八条の改換の状況も含めて、法務省令で定めている悔悟の情とか更生の意欲、再犯のおそれ、社会感情の是認とか、こういう主として四つの法務省令にある基準に基づいて総合的に判断して仮釈放決定を下していくんです。そうでしょう、これが基準になっていると。今度もそういう基準で行くつもりですか。大臣、いかがですか。

○国務大臣(長勢基遠君) 有識者会議の報告書では、現行の仮釈放の許可基準が不明確であるので改正を検討すべきであるということにされております。現在、この許可基準の改正についても検討を進めておるところでございます。

この仮釈放基準の改正ということになりますと、仮釈放の在り方そのものに大きな影響を及ぼすものであります。刑法の仮釈放の規定の解釈にも、先生も今御指摘になりましたけれども、関連することになりますので、学識者を含む各方面からの意見を聴取するなど様々な観点から慎重に検討を進めてまいりたいと考えております。

○松岡徹君 仮釈放不相当という決定が出る場合もあるんですね。そのときの主な仮釈放不相当の理由とすれば、その法務省令、すなわち基準の中にある再犯のおそれと社会感情の是認、その二つの理由で仮釈放不相当というのが大体多いというふうに聞いています。

やはり先ほど、今大臣おっしゃったように、これからはそういう様々な専門的な知識も入れて、どういう基準にしていくなか、仮釈放の、していくかというのには大事だと思えます。だからこそ委員の、あるいは保護観察官の構成も、やはりそういった社会学や教育学や医学とか心理学とか精神医学とか、そういった専門家も入れたものにしていかなくてはならないし、そういった観点からの基準もしっかりと、はっきりと分かるような基準にしていきたいと思います。

先ほど大臣おっしゃったように、この基準の新たな法務省令の検討というのを着手されているというのはいずれおっしゃると思います。そういう客観的な判断基準に是非とも作り直していくべきだというふうに思いますが、いかがですか。大臣、もう一度。

○国務大臣(長勢基遠君) 今御指摘の点も含め

て、許可基準自体についても検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○松岡徹君 時間がございませんで、次に行きたいと思いますが。

要するに、基準が非常に不透明だと。今までもそうでしたし、そういった判断で仮釈放を認めてきた。その結果、去年の犯罪者予防更生法のとときに議論した、うちの前川議員が質疑をさせてもらいました、そのときに安城事件をやっているんですね。この安城事件で、その事件を犯した犯人は、実は仮釈放されて収容施設に宿泊して、そこからいなくなつて、二日、三日後ぐらいにあの事件を犯しているんですね。実は彼自身が、この悔悟の情とか再犯のおそれとかいうものの、すなわちこの基準で仮釈放したんです。ところが、捕まってみれば、実は彼は精神的にそういう病といいますが、そういうのを抱えていたんじゃないかということもあります。

そういう意味では、あの犯罪が起きたのは、こういう仮釈放の基準というものが非常にあいまいで、その対処があいまいだからこその出来たんだというふうには私は思っています。だからこそ、先ほど言ったように、総合的な、客観的な判断基準、そして専門的な知識を持った人々を積極的に登用した体制をつくるべきだというふうに思います。

もう一つの視点は、例えば職権で仮釈放の審査をしたときに、大体不相当にする、あるいは上がつてきても棄却、棄却といいますが不相当にする、仮釈放不相当というものがあつて、その人たちは、仮釈放を認められないわけですから、刑期が満了するまで刑事施設に収容されると。その人たちが例えば出た場合、出た場合はどうなるのか。保護観察は付かないんですね。ところが、刑事施設における間は、仮釈放にはできないという判断されているにもかかわらず出してしまうと。これはどう考えます、大臣。

このときに、うちの同僚議員の前川先生が質問したときに、そういった視点で質問したら、当時

の杉浦元法務大臣が、その当時の三ツ林政務官を中心としたチームで再犯防止のためのプロジェクトチームというのをつくつて検討しているとおっしゃったんですね。それで、私は事前にそのプロジェクトチームの検討結果はどのようなものなんだと聞いた。例えばこのチームの検討課題は、再犯防止のための施策を幅広く検討するが、主として以下の項目、すなわち収容施設を出た者の受皿づくり、継続的な再犯研究及び処遇効果の検証の導入、満期釈放者及び仮釈放期間が終了した者に対する対処、こういったことを検討するというところでやつたんですね。その成果として、今現在、自立更生促進センター構想を推進中と。そして、十八年度からは性犯罪者処遇プログラムの効果検証を実施予定等々あるんですね。

この行き着く先といえますが、大臣は今の、前大臣の杉浦大臣から替わつた長勢大臣は、これについて今も併せてどうお考えですか。

○国務大臣(長勢基遠君) 現行の体系では、刑罰を執行する刑務所と、そのプロセスの中で仮釈放を認めて社会復帰を早くやるという体系になっておつて、刑期が満期してしまつたらもう突然関係なくなつちゃうという体系が基本になっているわけで、それでいいのかなという御懸念は、まあ私も素人的には何か変だなという気が実はしております。

今御指摘の前大臣の時代に、三ツ林プロジェクトでございまして、収容施設を出た者の受皿づくりという観点では、現在、従来満期釈放となつていた者などを受け入れて保護観察官による直接かつ濃密な指導監督や手厚い就労支援を実施するための自立更生促進センター構想というものを今推進しております。また、継続的な再犯研究及び処遇効果の検証の導入の観点からは、矯正局、保護局において、平成十八年度から導入された性犯罪者処遇プログラムについてその効果につき必要な検証を行い、今後の施策に役立てるということにいたしております。

満期釈放者及び仮釈放期間が終了した者に対する対処というテーマについては、現在法制審において、被収容人員の適正化を図るとともに、犯罪者の再犯防止及び社会復帰を促進する観点から、刑事施設に収容しないで行う処遇等の在り方について審議が行われておりまして、その中で刑執行終了者に対する再犯防止、社会復帰支援策についても検討が行われておるといふふうに承知をしております。

○松岡徹君 もう時間ありませんので最後の質問にさせていただきますと思いますが、特別遵守事項の設定のところで、その特別遵守事項について、現実に仮釈放者、保護観察対象者に対して達成可能な遵守事項にしていこうということが大事だと思ふんですね。達成もできないような無理な遵守事項を与えたって、はなからそれはもうできないというのとは分かるわけですね。だから、すぐにその仮釈放を取り消すというような措置ということになれば、これは決して本来の更生保護の目的を達成することにならぬだろうというふうに思ふんですね。

そういう意味で、達成可能なもの、あるいはそれによって意欲を持たせる、本人の意欲を持たせるということが大事でありますから、そういうものとか、あるいは直ちにそういうことが不良措置に結び付くということではなくて、例えば遵守事項を守れなかったとき、様々な理由がある場合があります。そのときは、遵守事項の内容を変更するとか様々な工夫をしていかなければならないというふうに思っております。

さきの衆議院のこの法務委員会、参考人であられた三重県の保護司会の会長の森本さんというのがあります。遵守事項そのものは極めて大事な、重要な問題でありますけれども、保護司の立場からすれば、守らなかつたら施設へ収容しようとは保護司は考えていない、みんな決してそういうふうにはしたくないので、ひたすらその遵守事項を守るためには、ちゃんとしたものを守ることによってあなたの自立更生がなされるというふう

に指導するんですね。だから、そういうようなものとなるような教材として力強いものを与えてほしいというように、その森本さん、保護司会の三重の会長はおっしゃっていました。

すなわち、現場で直接、改善更生に向けた本人と対峙している保護司の皆さんは、これを守られなかつたからすぐに収容するんだって言わなくて、いや、守らせるように、守ることが本人の改善更生につながるんだという教材になるようなものにしてほしいというふうにおっしゃっています。

そういう意味では、本人の一人一人の違いはあろうかと思いますが、それが遵守可能なもの、あるいは意欲が高められるもの、そして、もしそれが一部守られていなかったとしても、次、プログラムを変える、すなわちこういうやり方で守れ、こういうことを次は守りなさいというような変更可能なものにするとか、そういったものを遵守事項の考え方として取り入れるべきだというふうに思いますけれども、大臣のお考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

○国務大臣(長勢基遠君) 保護観察の目的、またこの特別遵守事項を設ける目的は、不良措置をとって対象者を矯正施設に送るということを目的にするものではないわけでありまして、当然のことでございます。

そういうことでありますから、おっしゃる通りに、現実に遵守することが不可能な事項を遵守事項ということになりますと遵守事項としての意味はないわけでありまして、かえって改善更生に向けた意欲を減退させ、改善更生にとって有害でありますから、こういうものが特別遵守事項になるということはないとこのように考えなければならぬと思ひますし、また、ささいな違反があったことをとらえて安易に不良措置をとるということは先ほど申しました制度の目的からしてもないわけでありまして、特別遵守事項を付加、変更するなどして指導を重ねたにもかかわらず、問題行動が一向に改善しなかつたり重大な逸脱行動が認め

られるなどした場合に、これ以上社会内処遇によつては改善更生を図れないという場合に不良措置を講ずるといふことになるというふうにご考えておりまして、私ももとしまして、そういうことにならないように改善更生のための十分な支援をしていかなきゃならぬと、こういうふうにお思ひしております。

○松岡徹君 じゃ、終わります。

○委員長(山下栄一君) 午後一時十五分に再開することとし、休憩いたします。

午後零時十二分休憩

午後一時十五分開会

○委員長(山下栄一君) ただいまから法務委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、更生保護法案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願ひます。

○木庭健太郎君 午前中に引き続きまして、質疑を続けたいと思ひます。

更生保護法案、今回新たに提出されたわけですが、午前中から議論があつたように、この法案が出た大きな理由は、やはり保護観察対象者による痛ましい事件が相次ぎ、これはいろいろ議論は分かれるところですが、やはり重大事件が起こる中で見直す必要があるとの指摘があり、これを受けて更生保護のあり方を考える有識者会議が設置されて提言が提出された。もちろん大臣もこれをお読みになつたと思ふんですが、提言には非常に過激な、極めて厳しい、普通、有識者会議とか設置しますと、ある程度抑制したような提言が出てくるんですが、もう極めて、今の制度はどうなんだと、機能不全だと言ふ極めて厳しい内容だつたことは御存じのとおりでございます。

それを受けた形で今回法案が出されてきたわけですが、ともかく、抜本的な改革を急務とした上で、実効性の高い保護観察体制の構築、

有効性の高い強靱な保護観察を実現するよう求めているわけですが、改めて大臣、午前中も御発言でございましたが、本来この更生保護制度の目的とは何なのか。また、更生保護制度の在り方について、基本的なことについて審議を始める前に御発言をいただいております。

○国務大臣(長勢基遠君) 我が国の更生保護制度は、官民協働の一つの特色として、民間の方々の多大な協力もいただきながら相応の成果を上げてきたと思ひますが、その一方で、今御指摘のとおり、有識者会議の報告書でも大変厳しい御指摘をいただいております。再犯を防止して社会を保護することに對する保護観察官の意識が十分でなかつた面や保護司に過度に依存していた面がある、こういうことなど様々な問題点をまだ含んでおるわけでございます。安全、安心な社会の実現という国民の期待に、この我が国の更生保護制度、従来のものが必ずしも期待に十分たえていなかったんではないかというふうにお思ひます。

更生保護は、刑事司法の言わば最終段階として犯罪や非行をした人を社会内で処遇するものであり、保護観察の期間中に再犯に及ぶような事態を防ぎ、対象者を改善更生させ、将来にわたつて二度と再犯に及ぶことのないようにしていかなければならない、こういう目的のものであると考えております。

そのためには、対象者を指導監督し、これを律するといふ面と、自立した社会生活を送れるよう援助するといふ面の双方においてバランスよく処遇を実施していかなければならないと考えております。そして、そのような更生保護の充実に資するため、法令の整備、運用、組織体制など、すべての面において必要な改善を進めているところでございます。

○木庭健太郎君 今回のこの更生保護法案、これまではこの更生保護という面は、犯罪者予防更生法という法律と執行猶予者保護観察法という法律と、この二つで対応してきたわけですが、今回こ

れを一本化するようになったわけでございますが、そもそも、なぜこれまで我が国はこの更生保護に関してこの二つの法律をもって対応してきたのか、これを今回一つになぜしなければならぬのかと、併せて根本的なことを御答弁をいただいております。

○政府参考人(藤田昇三君) 御指摘のように、犯罪者予防更生法は昭和二十四年にでき、執行猶予者保護観察法は昭和二十九年に制定をされておりました、五十年以上にわたって二本でやってまいりました。

その経緯を調べてみましたけれども、若干長くなつて恐縮ですが、なかなか省きにくいものですが、昭和二十四年に制定された犯罪者予防更生法の中には、当初案には執行猶予者に対する保護観察も規定するようになっておりました。しかし、国会審議の過程で、保護観察は執行猶予者に不利益を与えるものではないかという懸念が示されるなどしましたために、結局、十八歳以上の執行猶予者に対する保護観察に係る部分が除かれたという形で成立をいたしました。その後、昭和二十八年に刑法が改正されました、再度の執行猶予者に対する必要の保護観察に関する規定が置かれたことに伴いまして犯罪者予防更生法も改正されて、再度の執行猶予者に対する保護観察については犯罪者予防更生法の中で規定をされることになりました。

で、昭和二十九年にまた刑法が改正されました、初度の、最初の執行猶予者についても裁量的に保護観察を付することができるということになりました、この際に、昭和二十八年の犯罪者予防更生法の改正に係る国会審議の過程で、執行猶予者に対する保護観察を仮釈放者や少年に対する保護観察と同様に取り扱うことについて疑問が呈されるなどしたこともございまして、執行猶予者に対する保護観察についてはすべて犯罪者予防更生法とは別の法律で規定しようということになりました、当該部分が除かれまして、その昭和二十九年に執行猶予者保護観察法が成立したということ

になって、それ以後、現在までその状態で参っております。

○木庭健太郎君 今回それを一本化するわけですから、有識者会議の指摘の中の抜本改正という抜本的な改革というのはまさかこの二つを一つにすることだけが抜本改正と思つていらっしゃるのと思つていますが、抜本改正というのは一体、この新しい法案を見ていくと、どこが一体その抜本改正というふうになるのか、御説明いただきたい。

○政府参考人(藤田昇三君) 先ほどちょっと申し上げましたけれども、その二本でやってきたものをなぜ一本化するかということについては、やっぱり分かりにくいということが保護司さん方、あるいは一般の方々からの御意見もございまして、これは国会の附帯決議でも一本化しなさいというものが出ておつたところでございます。

この有識者会議の報告書での抜本的な改革をするということの柱でございまして、一つは国民や地域社会の理解の拡大を図る、それから保護観察制度の目的を明確化して職員の意識を改革するなどとしてより強靱な保護観察を実現すること、実効の高い官民協働体制を実現すること、こういう点が挙げられておるところでございます。

こういうことを新たにやろうということでございます、まず一点目の国民や地域社会の理解の拡大という点につきましては、二条において国の責務を新たにいたしております。それから、強靱な保護観察の実現につきましては、第一条で更生保護の目的を改めて明確にする、それから遵守事項をきちんと整理をいたしまして、寛厳よろしきを得た保護観察の実現を期するというところでございまして、それから、官民協働の実効性を確保するということにつきましては、保護観察官と保護司の適切な役割分担に関する規定を整備いたしております。六十一条でございます。保護司に無用な負担を掛けずに観察官が本来果たすべき責任は果たさうということでございます。

その他の細かい規定はございますが、これが主な柱になるものでございまして、この法案による

法制度の改革というのが非常に大きいものでございますけれども、運用面、組織体制面にわたる体制も改革をいたしまして、抜本的な改革を実現したいと思つております。

○木庭健太郎君 今おっしゃつたように、今度の法案というのが第一条に再犯防止を第一に掲げた。先ほど、これは午前中、山東先生からも御指摘があつてたんですね。

ただ、今ある二つの法律です、今度統合する、前の二つの法律がどうなつていくかという、例えば犯罪者予防更生法の第一条は、犯罪をした者の改善及び更生を助けることを第一に掲げている。そしてまた、執行猶予者保護観察法を見ていると、これも保護観察に付された者を速やかに更生に資することを目的と規定している。ある意味では、更生をというふうな今までの法案はある意味では前面押し出していたところ、ところが、今回の法案というのは、まず第一に再犯防止というものを前面に掲げる形になる。

そうすると、確かにこの更生保護、改善更生とそれから再犯防止というのはもう表裏一体の関係だとはいうものの、法律だけ読んでしまうと、今までの法律は改善更生というのをまず掲げていたのに、今度の法律になった途端、なぜこの再犯防止というのを前に掲げてくるのか。何かそこに、大臣は表裏一体だとおっしゃいましたが、何か意図があるのかと取られかねないような面があるんじゃないかと心配もするんですが、その点についてどうですか。

○政府参考人(藤田昇三君) 大臣答弁と同じことを申し上げても、改善更生というのは、本人が心の中においても、また社会的な生活の仕方においても再犯のようなことをしないとしようというところ、これは既に含まれた概念ではございますけれども、やはり本人がどのようになるかという観点からの用語であろうかと思つて、それに対して再犯防止は、およそ社会における再犯ということがないようにするというところであろうかと思

います。

改善更生をすれば再犯をしなくなるということ、これはもう当然でございますけれども、しかし、改善更生をずっと待つて、その結果として再犯をしなくなるのをずっと待つというわけにもいかなく、再犯をすれば改善更生妨げられてしまいますので、再犯もやはり常に防がなきゃいかぬ。そういう意味で一体のものとして行うということになるわけでございます。

従来からそういう気持ちでやってくるべきものだということ、この法律は規定されて、犯罪者予防更生法等は定められていたものだと思つておるわけでございますけれども、いかにせん、やはりこの保護観察の最近における実情を見ますと、どうもこの支援的なものというんで、生活支援的なものに非常に力点を保護観察の実情が置いておるのを見て、再犯の防止という意識がどうも少な過ぎるんじゃないかという御指摘がございましたので、それはそのことを確認的に今回明らかにさせていただくというものでございまして、他意もない、常に一体に行なうべきかというものでございます。

○木庭健太郎君 その法律の書き方とはどうあるべきかというのがちょっと分からないところあるんですけど、やはり今回の法律の第一条読むと、どうしても何かこの再犯防止というものが前面に出てくるようなイメージを与えかねない。表裏一体なら、どちらも大事だということならば、どちらも大事というふうにならなくて、どちらか一方でなく、どちらか一方に並立して書くような一条の書き方を、これをちょっと思ひますけれども、ともかく、更生保護の在り方としては、再犯防止というものに偏つてしまつて、これまた監視社会のようなおかしな格好になりかねないところもある。そういった意味ではその点は重々注意する必要があると思ふんですが、まあもう一言伺つておきますか、局長に。

○政府参考人(藤田昇三君) 正にこの再犯防止に偏つた保護観察というのはあつてはならなくて、

再犯を防ぎながら本人の改善更生をして社会復帰をさせるということが正に更生保護の目的でございます。

○木庭健太郎君 それでは、今度は第二条、国の責務についてお聞きしたいと思います。

第二条は、国の責務につきまして、前条、つまり一条の目的に資する活動であつて民間の団体又は個人により自発的に行われるものを促進し、これらの者と連携協力するとともに、更生保護に対する国民の理解を深め、かつその協力を得られるよう努めなければならないとしているわけでございます。まして、昨年六月に提出された更生保護のあり方を考える有識者会議の報告書では、更生保護制度は国の責任において充実強化すべきと指摘をされておられるけれども、何かこれだけ見ると、国の責務はどこにあるのだろうか、何か民間の依存度を更に高めるようなことを何か前提にしているんじゃないかというふうなふうにも取られかねないような一面もあるような気がいたします。

そこで、この際、国の責務についてはつきり御答弁をいただいておりますかと思ふんです。

○政府参考人(藤田昇三君) 更生保護を行う責任、これはもう国が持つておるわけで、それが国の責務であることは全く御指摘のとおりでございます。

この点につきましては、明示的な規定というものもなかなか今までも置いておりませんし、関連法との整合性を見ても、国が更生保護をやるんだというところは余りにも当然のことでございますので、置くまでもないということでございます。わけでございますけれども、例えば法案中の保護観察に関する規定、あるいは生活環境の調整、更生緊急保護、これが更生保護の三本柱のようなものでございますけれども、こういうものについての条文の中で、国の機関である保護観察所が実施するんだということを明示をいたしておるところでございます。

それで、法案第二条でございますけれども、これは国が更生保護の担い手であるということを当

然の前提とした上で、更生保護にあつては必要不可欠な民間の活動あるいは国民の理解、協力というものがより一層促進されるようにしようという観点からの規定を置いたものでございます。

○木庭健太郎君 今回のこの更生保護法案の、私たちも大きく前進したとらえている一つの点は何かという点、犯罪被害者の方たちの関与というところを明確にできた点、これまでになかった点をきちんと入れ込んだ点というところを高く評価をしているわけでございますが、この犯罪被害者等の関与の問題ですけれども、まず仮釈放の審理において、被害者等が希望する場合、更生保護委員会は被害者等から仮釈放に関する意見と被害者に関する心情を聴取するという規定が盛り込まれたということでありまして、この仮釈放に関する被害者等の意見がどのように扱われるかと。これ午前中、ちよつと質問に対して、例えばこの御意見を聞いた上で実際に仮釈放をするかどうかというふうな条件の一つにもなるんだとか、ちよつと幾つかおっしゃつていたようですが、明確にどういう形でこの仮釈放に関して被害者の意見が取り扱われ、どういうことにこの仮釈放について被害者の意見が生かされることになるのかといった点をちよつと明確にしたいだけですか。

○政府参考人(藤田昇三君) 地方更生保護委員会は仮釈放や仮退院を許すかどうかを決定するというところでございまして、許す場合におきましては遵守事項、特別遵守事項を定める、今度は一任意的になりますけれども、必要があれば定めさせていただきます。それから、実際の審理において把握された当該対象者の保護観察実施上の参考事項というものを保護観察所の長に伝達するということがいたします。

これを踏まえまして、犯罪被害者等の方々からお聞きをいたしました御意見等につきましては、まず第一に、仮釈放等を許すかどうかの判断の際にしっかりとされます。第二に、仮釈放等が許された場合の特別遵守事項をどのように定めるかということについての判断に反映されます。第三に、保護

観察実施上の参考事項を保護観察所長に伝える、その参考事項の内容を決めるに当たつてもしんじやくをされます。以上、三点でございます。

○木庭健太郎君 しんじやくつて難しいですね。だから、それがどう取り入れられてどうなっているのかというのが、その委員の方たちを信頼し、委員の方たちが御判断なさる問題なんでしょうけど。ただ、何かもう少し分かりやすい方法はないかなと思ふんですけれどもね。まあ、でも、しんじやくですかね、言葉は。

○政府参考人(藤田昇三君) 被害者の方々の御意見等は非常に重いものでございますので、これを重く受け止める必要があるかと思ひますが、しかし、それはほかの事情ともやはり総合考慮していろんなことを決めなきゃいけないという意味におきまして、そのまま反映されるというわけでもないというふうなことから、しんじやくという言葉を使わせていただいた次第でございます。

○木庭健太郎君 じゃ、この場合、被害者等ですとね、関与できる、犯罪被害者等の関与となつています。この被害者等という範囲というのは、どんなふうにかねばいいわけですか。例えば、犯罪の種類によつて、例えば死刑の方だったり、無期の方だったり、長期十年、いろいろ、それによつて仮釈放の条件も違ふんですけれどもね。そういう犯罪の種類によつて被害者等という範囲が変わつてくるのか、それとも、ある意味じゃ、その被害者というののがどの辺、等も含めてどういうものを考えればいいのか。

○政府参考人(藤田昇三君) 犯罪被害者等というまず用語でございますが、これは新法の、法案の三十八条に書いてございまして、その犯罪により害を被つた者又はその法定代理人若しくは被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹ということになっております。

それで、仮釈放等審理におけます意見聴取制度につきましては、重い犯罪についてだけ被害者等の意見を聴けいという御意見もあるところで

ございましてけれども、やはり当該被害を発生させた犯罪の法定刑によつてその被害者等の意見や心情の大切さといふことが、そういうものが区分できるといふわけでもないのではないかと。いふうに考えるところでございます。被害者等の範囲を法定刑が一定限度、一定程度以上の犯罪の被害者等に限定するというのは必ずしも望ましくないのではないかと。そういう犯罪の種類や法定刑に限定をしないで、あらゆる犯罪被害者を対象にして意見等を聴取するようにしたいというふうな考えております。

○木庭健太郎君 もう一つ、この被害者等の意見とか心情を述べるわけですね。ただ、その被害者の皆さんにとつてみると、やっぱりその相手のイメージというのは犯行時のイメージであつてみたり、裁判時におけるその加害者ですとね、この印象とか感情にやっぱり基づいて、その時点でとどまつている可能性が高いんじゃないかと。

もしそうであるとするとなんかことが起きるかという、仮釈放という問題のこの審査資料としてその意見を聴こうとしたら、この仮釈放をなかなか認めないというふうな方向へ、この被害者の意見はなりかねないというおそれがあるんじゃないかと、こういう指摘が現実になされておるわけであつて、やっぱりその被害者の皆さんは加害者が、じゃ、その刑に服してどういふ状況だということをある意味じゃある程度知つた上で意見や心情を述べるべきでありますし、そのためにこの制度の中には被害者等の心情等を保護観察中の加害者に伝達する制度も導入されるわけなんですけれども、逆に受刑者や少年院在院者の様子を被害者等に伝達する制度も必要ではないかというふうな意見もこれ、実際あります。加害者の、矯正施設でどんなふうにか改善更生の経過があるのか等、特に仮釈放を認めるかどうかのときに意見聴くわけですから、そのとき、至つたとされる根拠となる事実も含めて被害者等に伝達すべきではないかという指摘もありますが、この辺についての考え方についてはどうお考えですか。

○政府参考人(藤田昇三君) 御指摘のとおり、そういうことも大切かと思ひます。

犯罪被害者等基本計画におきましては、今回のような制度のほかに、被害者等に対して判決確定後の被害者の情報を提供すること、あるいは保護処分決定確定後の加害少年に関する情報を適切に提供することについて検討して、施策を実施するというように求められておるところでございます。

今回の法律案の中では取り入れておらないところでございますけれども、判決確定後の被害者情報につきましましては、現在、具体的にどんな情報を提供することができるかということも矯正局等とも協議をして検討をいたしておるところでございます。

それから、保護処分決定確定後の加害少年に関する情報の提供、これにつきましては、少年の健全育成に配慮しながら適切に行えるように、いかなる場合にいかなる情報を提供するかなどについて慎重な検討を続けておるところでございます。

その検討の中で、仮釈放審理において意見や心情を述べる被害者の方に対しても加害者に関する有用な情報が提供できるよう、検討をしておるところでございます。

○木庭健太郎君 今おっしゃるみたいに、今後、その情報伝達の在り方、いろんな形で詳細をお定めになるんだろうと思ひますが、改善更生というのはその保護観察対象者本人の意欲に基づくものでもあるんですけど、それをより実効性を高めるための一つの方法として、仮釈放の審理において、この被害者等の意見が聴取される際に、この被害者の仮釈放後の生活における改善更生へ向けた自分の決意などの意見も保護観察官や保護司を通じて被害者等に伝達させる、そんなことも考えていらつしやるのかどうか、そこも確認をしておきたいと思ひます。

○政府参考人(藤田昇三君) 判決確定後の被害者や保護処分確定後の加害少年に関する情報の提供につきましましては、先ほど申し上げましたように現

在検討をいたしておるところでございます。仮釈放等審理において意見や心情を述べる際に、有用な被害者に関する情報についてもそのプライバシー等にも配慮しながら適切に行われるように検討を続けております。

○木庭健太郎君 それでは、仮釈放の審理の問題について何点かお尋ねをしていきたいと思ひます。

仮釈放の審理、この在り方もやはり不透明さとかいろんなことも言われました。やる人はこれいいのとか、いろんな問題があるんだろうと思ひます。必要があれば見直すことも検討しなければならぬと思ひますが、まず現状として、この仮釈放の審理事件というのは新受理人員がどれくらいあつて、許可人員がどうであつて、実際に棄却されるようなケースがどれくらいあるのか。例えば棄却率というのは過去五年間ぐらいでどんなふうな状況になつてゐるのか。この辺を数字でお示しいただきたいと思ひます。

○政府参考人(藤田昇三君) まず、仮釈放申請の新規受理人員でございますが、これは平成十三年から十七年までの五年間を見ますと、一万六千件から一万八千件程度で推移をいたしております。平成十七年は一万七千九百十六件です。それから、許可人員ですけれども、五年間で一万四千件から一万七千件程度で推移しております。平成十七年は一万六千六百二件です。棄却人員でございますが、五年間で三百四十件から六百七十件程度であります。やや増加傾向にございます。平成十七年は六百六十七件でございます。それで、この棄却率でございますけれども、これを平成十三年から申し上げますと、平成十三年の棄却率は二・三％、十四年が二・六％、十五年、十六年も同じ二・六％、平成十七年は三・九％と少し棄却率が高くなつております。

○木庭健太郎君 今教えていただいたとおり、過去五年間を見れば、ほぼ毎年棄却率が数％しかないわけですから、九六％以上が許可決定を受けること。約二万一千人ぐらいが仮釈放されていること

になるんだろうと思ふんですけど、これについては、仮釈放の審理の現状、これは更生保護のあり方を考える有識者会議の中間報告では、更生保護、検察、矯正行政の関係者が内輪で、職業上の経験と勘に依拠して判断が行われ、詳細な理由も示されずに決定が行われており、判断経過の透明性を欠き、判断の正当性の担保も十分ではない。私が言つてゐるんじゃないですよ、これ。これ中間報告で有識者会議が言つておるんですよ。だから、もうよく言う、極めて厳しい指摘なんですよ。

そういう意味では、そういう一面がないとは言へなかつたんだろうと思ひますが、ともかく、例えば、じゃこの審理を行う地方更生保護委員会の委員ですか、五十六名いらつしやると聞いてゐるんですけど、これ前職というのとはどんな方たちになるんですかね。

○政府参考人(藤田昇三君) 平成十九年四月の段階で、地方更生保護委員会の常勤職員五十六人の前職を見ますと、保護観察所長経験者が四十二人、その他の法務省出身者が七人、法務省以外の省庁出身者が三人、学校長経験者が三人、マスコミ出身者一人というふうになつております。平成十八年十月以降にマスコミ出身者等四人の方を任命をしております。

○木庭健太郎君 これも午前中、大臣が答弁なさつておりましたが、何とか民間の登用もしようという努力はするけれども、時間的にも非常に拘束されてなかなかその候補者も見付けにくいというふうな御指摘も実際ございました。ただ、それはそれでしょうけれども、やはりそうであつても見付ける努力をしないと、余りにこれやっぱいろいろなところと比べて、例えばこれ、弁護士さんなんかはどうなんですかね。こういうものに適任なのかどうか分かりませんが、弁護士会は協力したくないのかな。まあ分かりませんが、いづれにしてもこれ、少し広げる必要が、まあ努力はなさつてゐるんだろうと思ひし、厳しい条件もあるんだろうし、そこも踏まえた上で、それでもより一層の

努力をすべきだと思ひますが、御答弁をいただいております。

○政府参考人(藤田昇三君) この委員というのが常勤の委員でございますし、非常に仕事も専門性もございまして、待遇の面等から弁護士さんや医者さんがなつていただけるかどうかというのなかなか難しい面もあるわけでございますけれども。

○木庭健太郎君 駄目か。

○政府参考人(藤田昇三君) しかし、いや、お忙しいということでございますが、今後とも民間の委員の方々をどんどん増やしていきたいと思ひます。○木庭健太郎君 是非御努力をいただきたいと、もうこう申し上げるしかないんであつて、是非努力を続けてもらいたいと思ひます。

ところで、この審理の実態なんですけれども、実際にその申請から許可、いわゆる認めるか認めないかの決定までの期間はどのくらい掛かつておるのか、今おっしゃつたようにこの地方更生保護委員というのとは常勤だとおっしゃいましたが、この地方更生保護委員会での合議体による審理というのは週にどれくらい、何回行われておるのか。一回当たり審理件数はどんなふうになつてゐるのか。もつとと言うと、一件当たりの審理時間、どれくらい本当に実際やつていらつしやるのか。審理ではどのような議論をなさつてゐるのか。御報告をいただきたいと思ひます。

○政府参考人(藤田昇三君) 仮釈放の申請から決定までに要する期間につきましては、事案によって異なりますけれども、短い事件で一月以内、長い場合では一年を超える場合もないわけではございません。最新の統計によりますと、平成十七年において終結をいたしました受刑者の仮釈放等審理事件のうち、約八割は仮釈放申請によつて審理を開始した後、三か月以内に審理を終結をいたしております。

地方更生保護委員会での合議体による審理は、一般的に言えば大体一週間に一回程度行われてお

あるいは少年院からの仮退院者の戻し収容です
ね、これはこれまで長きにわたって運用されてきたわけでございます。このこれまでの運用の中で積み重ねられてきた判断基準あるいは判断の実質というものがあろうと思うんですね、どういう場合に仮釈放を取り消すのか、あるいは仮退院をした少年がどういう状態になったら戻し収容を行うのか。そのそれぞれの手続の発動に、保護の現場における保護観察官を始め保護分野が深く関わっておられるんだと思うわけです。

この保護観察の在り方について規範性をもっと明確にするべきであるという議論があつて、そうすると、これまで行われてきた仮釈放や執行猶予の取消しあるいは少年院の戻し収容などのこの判断基準というのが厳しく変えられてしまふんだらうかという懸念が起ってくるのは当然だと思ふわけです。従来、今やっている判断の基準、この子を少年院に戻すべきかどうかという、その判断の基準が厳しくなるんではどうか、まずその点を。

○政府参考人(藤田昇三君) この有識者会議の指摘と申しますのは、保護観察というものが、めり張りというんではどうか、そういうことが必ずしもできなくなっているおそれがあるという御指摘だろつと思つております。

それで、今のような仮釈の取消し等の不利益措置、不利益措置と呼んでおりますけれども、そういうものをとらなければならなくて当然とるべきだといふような事案においても、あるいはとらなかつた場合があるのではないかと、この観点からその中に入つていられるかもしれないと思つております。

それは、現行法においても、本当は当然にそういう場合には取り消すべきだというのが現行法の精神であるにもかかわらず、必ずしもその一般遵守事項がきちんと具体性がない、あるいは特別遵守事項については法令に内容の規定もないといふようなことから、明確でない。それは、対象者本人から見ても明確でないし、それから保護観察を

行う観察官等の側から見ても明確でないという、そういう二重の意味の不明確さがあつたということが遠因を成しているんだらうというふうに認識をいたしておるわけでございます。

したがいまして、そういう本来現行法においてもやるべきようなものについて今後きちんとやっていきたいと思います、この法律をきつかけにやつていきたいと思います、そういうことでござい

しかし、それは逆に言いますと範囲が明確にお互いになりますので、やつていけないことやつていいことの区別がよくできて、そして対象者本人にとりましても生活がしやすくなるといふますか、判断がやりやすくなるという面があるうかと思ひますので、結局において、現行より厳しくなるか、より緩くなるかという観点からはなかなか一概には言えないと思ひますが、やるべきことをやるようになる、また、やらなくていいことはやらなくてもよくなるという、非常にいい明確に、いい意味で明確になるというように思つております。

○仁比聡平君 つまり、基準を厳しくしていくといふことでは、そういう角度ではなくて、これまでの運用の中でもしかして漏れているというようなことがあつたとするならば、それはきちんと明確化をしてきちんと適用していくんだという御趣旨のように受け止めました。うなずいていらつしや

と思ひますので、もうこれ以上聞きませんが。その中で、先ほど松岡議員も御紹介をされましたけれども、衆議院で保護司の森本さんが参考人として述べられていた点は大変私も印象的でございます、森本参考人、こうおっしゃつてい

ますね。遵守事項によつて余り私たちの保護観察が助けられたといふことはなかつたようで、これまで会話の中で、遵守事項を守つてい

るわけですね。一方、心の中に基準を持つてはしんどい。これを守らなかつたら矯正へ収容しよう、そういうことは保護司としてはみんな思つておられますし、決してそういうふうにはしたくない。この辺りの微妙さですね。ここが社会内処遇といふものなんだらうと思ふんですけれど

そこで、保護観察における、これは一般も特別も通じてですけども、遵守事項といふのはどのような機能を持つてい

るものか、局長の御見解を聞きたいと思ひます。

○政府参考人(藤田昇三君) 保護観察における遵守事項は、正にその保護観察の中核的な要素を成すものだと思つております。

それで、それは本人が守るべき事項といふことは、要するに違反によつて不利益を受けることとあり得るといふ、守る義務、責務を課するといふのが一つの機能かと思ひます。もう一つは、ちよつと重複した言い方になりますけれども、本人にとつてだけではなくて、今度は逆の目で、保護観察官の側あるいは保護司さんの側から見

守らせる指標といふますか範囲を画するようなものであらうかと思ひますので、その結果として、遵守事項に違反するといふことが明確になつた場合には、今度は不利益措置を発動するといふのが保護観察官の仕事になつてくる。

そういう意味で、両者にとつての言わば保護観察中における生活の枠というやうなものであらうかと思ひます。

○仁比聡平君 今局長のお話にありました、対象者の側においての守る責務といふものなんですけれども、これは例えば刑事政策だとかの教科書的な見ますと、社会内において一定の心理的な

緊張感を持つて自立的な更生を図るという特徴を、保護観察を始めたとして社会内処遇で言われることがあるわけですけども、そういう自立性あるいは心理的な抑制、そういうやうなものといふに理解していいわけですか。

○政府参考人(藤田昇三君) 私の説明よりも今委員御指摘のやうな説明の方がよりよろしいかなといふふうに存じます。

○仁比聡平君 その上で、私どもは強く反対をいたしましたけれども、成立をした少年法との関係で、今度から皆さんのおっしゃる不利益措置と結び付くことになつた少年の保護観察についてお尋ねをしていきたいと思ふんです。

まず最初に、同じ保護観察ではあるが、仮釈放、例えば累犯を重ねて長期の受刑から仮釈放された方への保護観察と、初めて虞犯で家庭裁判所の審判を受けて保護観察の対象になつた中学生と、これは随分、扱う観点ですね、実施者にとつてこれ違ふんじゃないだらうか、おのずから違ふんじゃないだらうかといふふうに思ふんですけれども。

そこについて、今度の更生保護法案は一条の目的がすべての対象者に係つていく形になりますです、すね、節は分けておられるところもあるわけですから、この辺り、どんなふうに考えたらよろしいでしょうか。

○政府参考人(藤田昇三君) この法案におきましては、保護観察の種類、四種類あるわけでございますけれども、それぞれに、共通のものについては共通のものとして規定をいたしておりますので、御指摘のやうな第一条等は共通のものでござい

ます。ただ、実際に保護観察をやつていく過程で、少年に対する場合とそれ以外の成人に対する場合とでおのずから、相手の年齢だのいろんな人生経験だの、人間関係、家族との関係、そういうものが異なるわけでございますので、そこところは、とりわけ少年に對しましては健全育成といふことを旨としてやつていこうという指針も示しておる

ところでございます。

また、再犯者と初犯者というのはまたおのずから異なるものでございますので、遵守事項に違反すれば、即何か不利益処分をしてしまおうというようなことではなくて、その人その人に応じた粘り強いいろんなやり方での働き掛けをして、遵守事項に、できるだけこれを守っていくようにさせて、そしてどうしても駄目なときに初めて不利益な措置を検討するというようなことになっていくものだと思います。

○仁比聡平君 実際私も、審判を受けて保護観察処分となった少年に付き添って保護観察所を訪ねて観察官の面接を受けたことがあるわけです。これまでの保護観察官の皆さんの現場での取組というのは、今局長要約しておっしゃいましたけれども、実際の対象者に対する個別の事情や特性をしっかりと踏まえた上での対応をしてこられたんだと思うんですよ。そこが、この法案が作られることによって何か厳罰化への方向とかいうことに根本が変えられるということ、僕はおかしいんじゃないかな。これまで更生保護の現場の取組は、確かに安城の事件を始め幾つかの重大な出来事が起こってはいるけれども、全体としては私は大きな役割を発揮をしてこられたんじゃないかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○政府参考人(藤田昇三君) 大変評価をいただいで有り難いと思います。私もこれまでの保護観察のやり方というのはそれなりに相応の成果を上げてまいったというふうに認識はいたしておるところでございます。ただ、それで、じゃ直すところがないのかというような観点になりますと、やはり有識者会議の報告書で御指摘いただいたような問題点が、それは多々あるんだということもまた事実でございますので、この基本的な理念は変えまされども、やはりやるべきことをきちんとやり、一層更生保護観察の実を上げるように努めてまいらなければならないと思います。

○仁比聡平君 冒頭大臣にもお尋ねをしたように、本当に奥の深い、人間を相手にした、それも

その相手の人生にも実施者の方の人生にもかかわる分野だと思えますので、確かに幾つかの問題点が指摘をされていると、だけれども、これをどう取り組んでいくのかということについても本当にじっくり取り組んでいく必要があるんじゃないかと思うんですね。

それで、特別遵守事項の定め方について一点お尋ねをしておきたいんですが、これは通告をさせていたでいてるんですけれども、現行の犯罪者予防更生法、この三十八条で少年に対する特別遵守事項の定め方についての規定がございます。これの二項を見ますと、保護観察所の長は、特別遵守事項を定めたときは、本人に対して書面で示して、署名又は押印をもってその事項を遵守する旨を誓約させなければならないというふうな規定になっているんですよ。

これは私も実際に経験もいたしました。君にはこういうことを守ってもらいたいからということと書面を観察官が読み上げられて、それを少年に示して、納得していること、受け止めていることを、確認をきつとされているんだろと思うんですけども、その上で署名をさせ、捺印をさせる。それは少年にとっても、この約束をきちんと守っていかなければならないという、その自覚を持って保護観察を開始するのに大変私はいいことだと思っているんです。

この法案の五十五条を見ますと、これは一般に特別も同じですけれども、遵守事項は書面を交付しますというふうにと書いてあって、この交付ということ、紙を渡せばいいやという話にも読み取れかねないわけですよ。そうすると、先ほども議論がありましたけれども、国連の規則、東京ルールズなどでも要請のある、現実には達成可能かどうか、あるいはその対象者の自立性に基づいた社会内処遇が行われるのかという点でも私は問題が起り得るんじゃないかなと思うんです。

それで、五十五条の規定よりは私が今申し上げたようになってるんですけども、今後どうい

ふうにしていこうと思っていられるのか、お尋ねをしたいと思います。

○政府参考人(藤田昇三君) 御指摘のように、この誓約をさせるということは、本人にとつては遵守事項の内容の重要性を自覚をさせたり、あるいは内容そのものをよく認識するという効果があるというふうな考えるところでございます。ただ、そのような効果というのは、法的な効果ではなくて、どちらかというと事実上の効果でございます。

そこで、法律を今回新たに作るときに特に誓約という手続を規定することはいったさなかつたわけでございますけれども、御指摘のような有効なものであると思えますので、今後、運用においてはそのように引き続きやってまいりたいと思えますので、例えば下位法令においてそのような手続を定めるといふことを検討いたしております。

○仁比聡平君 それで、その特別遵守事項に違反をした場合の少年院への収容なんですけど、ちよつともう時間もなくなつてまいりましたから局長に問だけお尋ねする時間しかないと思うんですけども、少年法の改正案の審議の中で、先週でしたか委員会でも答弁に立たれて、少年法の虞犯としての通告は現実には少ないという趣旨の御答弁がありました。

そうすると、これからは、虞犯に当たらないような少年でも特別遵守事項に違反をしていれば、この法案の警告をし、そして申出の対象になるということに本当になるのか。その辺りについてちよつと御答弁をいただいておりますかと思ひます。

○政府参考人(藤田昇三君) 法律上、理論的にはそのような場合、つまり虞犯事由には当たらないけれども遵守事項に当たつていてその違反になると、そしてその程度が重いというような場合については、警告や少年院の新たな保護処分、そういうことの対象になり得るということは理論上はあり得るかと思ひます。

分らないわけではないんですよ。というのは、虞犯というものと特別遵守事項違反というものは、これは法律の概念が違いますから、競合する関係にないという意味ではそうなんだろうと思うんですね。というか、どつちかに吸収されるような関係にないという意味ではそうなんだろうと思うんです。だけれども、虞犯としてこれまでは保護観察所の方でも通告をしてこなかつたような、つまり施設収容を必要だとこれまでは解してこなかつたような対象者について今度は少年院に送るぞという話になるのかというのが大変な懸念になるわけです。

この答弁だけ伺つて、終わりたいと思ひます。○政府参考人(藤田昇三君) 今、理論上と申し上げましたが、厳密に言えば制度上ということになるのかと思ひますけれども、虞犯事由と特別遵守事項違反事由というのは異なるものがあることは間違いないと思ひます。

それで、前に答弁のときに申し上げたかと思ひますが、非常に、保護観察というのはい度悪いことをした非行があつた上で保護観察処分を受けておるわけなので、本人にその自覚が全くなくて、およそもう保護観察の改善更生の趣旨にもとるといいますか、もうとんでもない事態であるというようなことが虞犯事由以外で存在しますならば、それはそれであり得ることかなというふうに思ひます。

ただ、実際上そういう警告等を発動することとをどういふふうにするかということになりますと、これについてはあくまで社会内処遇をできる限りやっていこうという、そういう精神に基づいて運用をしていくことになるかと考えております。

○仁比聡平君 あとは次回に。終わります。

○近藤正道君 お疲れさまです。社民党・護憲連合の近藤正道でございます。

何点か質問を用意しておりましたけれども、もう既に皆さんに聞かれてしまひまして、虫食ひ状態になつておりました大変苦慮しておりますが、

皆さんは、施設の長と地方委員会の関係をおっしゃいましたね。

そこところは少し明確になったかなというふうに思いますが、しかし法的には、これは地方委員会の職権の発動を促すだけであって、きちっと報告する義務というものはあるんですか、ないんですか。それが一つと。もう一つは、いずれにいたしましても収容されている本人には全く関係のない話なんではないですか。収容者本人にとつてみれば全く変化はない、逆に、かえって関係は疎遠になっていく、これは否定できないんじゃないでしょうか。これを二つお答えください。

○政府参考人(藤田昇三君) 先ほどのあれは、申請という場合は棄却という形で、応答義務をセットでつくるのが相当だろうということで、現行法もそのようになっておるわけでございますけれども、今度はそのように、棄却だということに受身的に地方更生保護委員会がとにかく申請があればそれについて考えますよというようにただけではなくて、自分なりの、現行法でもございませうけれども、職権での仮釈放審査ということも可能なわけでございますので、そういうことも含めての考え方の整理になろうかと思ひます。

言葉の問題といたしましては職権の発動ということになろうかと思ひますけれども、先ほど申しました三十四条の規定がございまして、これを放置するということはやはりあり得ないことでございまして、そういう意味においては、応答する義務といえますか、そういうものがあるというふうに考えるところでございます。

それで、受刑者本人の関係でございませうけれども、これは、現行法におきまして受刑者本人に仮釈放の申請権というものは認められておらないわけでございます。

その趣旨でございませうけれども……

○近藤正道君 それはいいです、聞いていないです。

○政府参考人(藤田昇三君) はい。

○近藤正道君 施設の長に一定の場合に申立ての義務がある、その限りにおいて地方の委員会は応答の義務があるといつても、それはあくまでも職権の発動が促されるだけであつて、そのことについて仮に職権発動をしなくても別にとがめられることもないし、そのことを施設の長に、あるいは受刑者に報告する義務なども全くないわけですよ。これは私はやっぱり問題だというふうに言っているわけでありませう。

次にお聞きしたいのは、有識者会議の中で受刑者本人の関与、これを一定の範囲でやっぱり認めてもいいのではないかとという答申がかなりにわたつてなされてますよね。

確かに、仮釈放の申請権まで付与する必要はないと、こういうふうには言つてはいますが、例えば、審理開始を求める本人からの申出を受けた地方更生保護委員会が職権による審理開始の要否を検討することとか、本人に釈放後の生活設計を主體的に示させ、委員等による面接の中でその当否を自覚させること、あるいは仮釈放申請を棄却した場合に本人にその理由を告知することなど、本人の関与を拡大することにより仮釈放審査をその後の改善更生に一層資するものとする方向で検討を加えるべきである、こういうふうには言つています。これは確かに、仮釈放申請権までは付与するとは言つてないけれども、しかし、何らかの形で受刑者本人の関与を認めていけば、これは世界の私は流れだと思ふんですよ。

こういう有識者会議の提言が今回の法案では正に全部無視された、完全に無視されてますよ、これは。何でもこまめに徹頭徹尾この点については無視するんですか。お聞かせください。

○政府参考人(藤田昇三君) この受刑者本人に仮釈放申請権を付与しないということにつきましては、これは仮釈放の性格上そういうことになるんだらうというふうに考えるところでございませう。これにつきまして、その有識者会議は、今御指摘のように、受刑者本人に一定の関与をさせるといふようなことの提言があるわけでございます。

この点につきましては、運用面におきまして、仮釈放審査における委員による面接というのは、これは制度上今もあるわけでございませうから、その面接の中で本人に仮釈放後の、釈放後の生活設計を主體的に示させるようにすると、で、その当否を自覚させることについて現在の実務の内容をより充実させる。だから、この今ある制度の中に、有識者会議の提言の趣旨を生かした運用をやりたいというふうな考えておるわけでございませう。具体的に申し上げますと、審理のための調査等に際しまして、更生の意欲とか生活設計とか被害弁償の意思等につきまして受刑者本人から具体的に詳細な書面の提出を行わせて、面接においてその当否を一緒に考えるというようにいたしまして、受刑者本人の仮釈放審査に係る一連の過程の中に主體的に関与ができるような運用の在り方を検討しようと考えておるところでございます。

○近藤正道君 私が聞いているのは、今の制度では、現行制度ではほとんど収容者本人の関与といふのは認められていないですよ。ところが有識者会議は、まあ権利とまでは、請求権を認めるとまでは言わないけれども、やっぱりある程度認めてあげなさいと、あげるべきだという形で幾つか提言しているけれども、それが完全に無視をされていくと。

世界の流れは、やっぱり本人の関与を認める方向ですよ。請求権まではいかなければ、何らかの形でそれを認めていて、そして、せめてその結果ぐらい、自分が仮釈放の審査の対象になったときにはその結果ぐらいは教えられる、このぐらいのことは私はあつてもいいんじゃないかというふうに思ふんですよ。

今正に、今の制度では、仮釈放は全くの密室で行われているんですよ。受刑者やその家族、代理人は、仮釈放を申請するところか、結果の報告を受けることもできない、質問一つできない。そういう状況の中で、とにかくある日突然やつてくるまあ言わばお上の恩恵をただひたすら待つだけ、

そういう存在ですよ。これはやっぱり問題なんではないか。多少なりとも本人の関与を認めるべきだ、こういう有識者会議の提言が正にゼロ回答ですよ、これは。ほかのところではそれなりに、多少なりとも頭出ししているんですけれども、ここだけは完全にゼロ回答。

なぜここにそんなにこだわるのか。私は、さつきも言いましたように、監獄法だつてもう九十年ぶりに変わったわけですよ。正に、ところが皆さんの意識は昔の特別権力関係そのもの。それを多少認めたからといって、収容のその受刑の目的がそがれることなんか私はないと思ふんですよ。

正に憲法の理念からいけば、可能な範囲で本人関与をやつたり認めるというのが私は憲法の理念そのものだと思ふんですが、なぜこまめにゼロ回答に終始をしたんですか。法務大臣にお尋ねをいたしたいと思ひます。

○国務大臣(長勢基遠君) 世界の流れ、憲法の云々というところで、御意見でございますが、受刑者本人の仮釈放申請権を認めないということにしていて、これについての考え方は今局長から申し上げたとおりでございまして、詳しい議論はまたいろいろあるのかもしれないが、総括的に申し上げると、何か言えということであれば、何か見解が合わないなということしかありません。よろしくお願ひします。(発言する者あり)

○近藤正道君 しかし、いろいろ応援もありませうけれども、まあ、こんなこと言うのはおかしいんですけれども、もし大臣があれなら局長の方から、なぜこれほどまでにこの点については、本人関与の点についてはゼロ回答に徹したのか。私は、この有識者会議の扱いについての差別性みたいなものが非常に気になるんですが。

○政府参考人(藤田昇三君) 私どもの整理でございまして、有識者会議の報告書を基本的に踏まえて制度をつくらうというところで考えておるわけでございます。そのときに、個々の条文に、これは明示するけれどもこれは明示しないということもあり得るかなというふうな思つておるところでござい

ざいます。

それで、先ほどちよつと言及されました仮釈放を許す処分をしなかった場合に本人に伝えるということでございますけれども、これはなかなか、この理由を伝えるということになりますと、例えばその受刑者の本人の資質とか生活環境面の問題性などに照らして仮釈が相当ではないと考えられた場合など、その本人の努力でなかなか乗り越えられない理由によって仮釈が許されなかった事案、そういうような事案も多々あるわけでございます。

そういうときに、本人に、おまえはこういうことで仮釈は駄目なんだよというような説明をするということになりますと、本人の改善更生の意欲が非常に妨げられるというようなこともあるうかと思ひます。あるいは、被害者や引受人への逆恨みを招くというようなこともあるうかと思ひます。

そこで、一律にそういうことをやるということもなかなか難しい問題があるというようなこともございまして、先ほど申し上げましたような運用におきまして、有識者会議の提言の趣旨をそんたくして適切な運用をやつてまいりたいというふうに思つております。

○近藤正道君 法案三十五条の、必要があると認めるときは職権で審理を開始することができると。その必要があるときの場合に、収容者の本人から申出があるということも運用で可能なんですか。可能にすべきじゃないですか。

○政府参考人(藤田昇三君) これは、職権で審理を開始するということは委員会の判断でございませけれども、そのときに委員会が何かの情報に接して、これは審理しようというふうに思ふということになるかと思ひます。そのようなきつかけを与える情報の一つとして、今御指摘のようなものも除外されないと考えております。

○近藤正道君 そうすると、収容者本人が地方の審査委員会のごとくに文書を、お願ひの、職権発動を促す文書を出して、それが受け入れられる余

地もケースとしてはあるということなんでしようか。

○政府参考人(藤田昇三君) 本人からそのような手紙が来たということをもつて、そこに書いてある情報が意味のあるもので仮にあつた場合に、本人から来たんだから、無視するとか軽視するということよふことはあり得ないと思つております。

○近藤正道君 最後の質問であります、被害者の意見聴取のことについてお尋ねしたいと思ひます。

これは今までも規則の三十三条の四つの要件の一つの社会感情の中に実は含まれているわけですよ。今度は新たに法案の中にこれが書き込まれる、三十八条に書き込まれる。このことによつてどことがどういふうに今までと変わってくるのかという点が一つ。もう一つ、先ほど少し話がありましたが、その被害者の心、意見を聴取するということは、仮釈放の門戸を狭めることになりはしないか、この懸念についてどういふうにお考えですか。これだけ聞かせてください。

○委員長(山下栄一君) 時間が過ぎておりますので、答弁は簡潔にお願いします。

○政府参考人(藤田昇三君) 被害者の意見を聴取したその内容につきましては、仮釈放の基準、四つの、四号まで申し上げましたけれども、その中の主として社会の感情の一つとして考慮され得るということになるかと思ひます。

それから、仮釈放を許すか否か、これは矯正施設内での成績とか反省の態度とか帰住予定地の環境など、様々な事情、そしてそれに被害者等の意見等も総合して考慮することに相なるわけでございまして、そのことによつて一般的に仮釈が困難になるとかならないかというようには結び付かないものと考えております。

○近藤正道君 終わります。

○委員長(山下栄一君) 本日の質疑はこの程度にとどめます。

○委員長(山下栄一君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

更生保護法案の審査のため、参考人の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山下栄一君) 御異議ないと認めます。なお、その日時及び人選等につきましては、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山下栄一君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時四十七分散会

平成十九年六月八日印刷

平成十九年六月十一日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

F